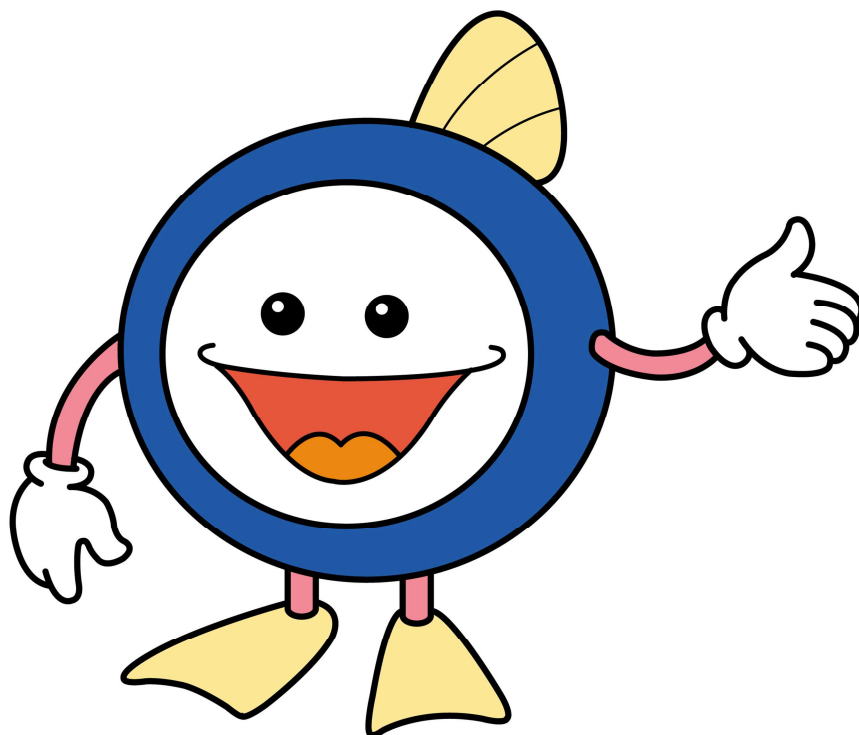


魚沼市下水道事業経営戦略

(改訂版)



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

令和6年3月

魚沼市ガス水道局



目 次

<策定の趣旨>	1
第1章 事業の概要	
第1節 事業の概要	2
1 施設	3
2 使用料	7
3 組織	9
第2節 経営健全化の取組状況	10
1 施設の集約及び統廃合	10
2 会計及び組織の統合	10
3 民間活力の活用	11
第3節 経営比較分析表を用いた現状分析	12
第4節 将来の事業環境	19
1 人口・普及率予測	19
2 排水量予測	20
3 使用料収入見通し	20
4 施設見通し	21
5 組織見通し	23
第2章 経営の基本方針	24
第3章 計画期間	24
第4章 投資・財政計画（収支計画）	
第1節 投資・財政計画（表）	25
1 収益的収支	26
2 資本的収支	28
第2節 投資についての説明	30
1 投資の目標	30

2	管渠、処理場等の建設・更新	30
3	広域化・共同化・最適化	31
4	投資の平準化	31
5	民間活力の活用（PPP／PFIなど）	31
6	防災・安全対策	31
7	統廃合による廃止施設（処理場）の解体	31
第3節 財政（財源）についての説明		33
1	財源の目標	33
2	使用料収入の見通し、使用料の見直し	33
3	企業債	34
4	繰入金	35
5	資産の有効活用	35
第4節 投資以外の経費についての説明		36
1	民間活力の活用（包括的民間委託、指定 管理者制度、PPP／PFIなど）	36
2	職員給与費	36
3	動力費	36
4	薬品費	36
5	修繕費	36
6	委託料	36
第5章 効率化・経営健全化の取組		38
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項		40

<策定の趣旨>

本市の下水道事業は、平成19年度から地方公営企業法適用の公営企業として、ガス事業と水道事業とともに経済性の発揮と公共の福祉の増進、公共性の確保に努めながら運営してきました。

下水道事業においては、平成22年度に魚沼市公営企業経営計画を策定し、投資面と財政面の調整を図りながら事業を実施してきたところです。

施設整備は、昭和50年代から始まり、県内でも早い時期に普及率がほぼ100%となりました。

しかし、近年の節水型機器の普及と節水指向の高まりに加え、人口減少は使用料収入の減少という企業経営にはとても厳しい影響を及ぼしています。また、接続率も97%と高く、これ以上の大幅な伸びは見込めず、下水道を取り巻く将来展望は明るくありません。

今般、総務省の通知に基づき、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続し、中長期的な視点から経営の健全化を実現するため、「魚沼市下水道事業経営戦略」を策定するものです。

なお、本戦略の実行に当たっては、各種事業を機動的で柔軟に行うこととし、これにより経営の質と効率性を高め、市民サービスを将来にわたって継続させていくこととします。

第1章 事業の概要

第1節 事業の概要

基本情報

令和5年3月31日現在

人口（人）	33,438	処理可能人口（人）	33,382
面積（km ² ）	946.76	処理区域面積（km ² ）	176.98
人口密度（人/km ² ）	35.32	処理人口密度（人/km ² ）	188.62
普及率（%）	99.8	有収水量密度（千m ³ /ha）	0.216
年間の処理水量（千m ³ ）	4,930	年間の有収水量（千m ³ ） （使用料の対象となった水量）	3,831

※令和4年度決算、普及率調査等から

本市における下水処理施設は、公共下水道が5施設（内1施設は魚野川流域下水道施設）、農業集落排水処理施設が12施設、小規模集合排水処理施設が1施設の計18施設となっているほか、合併浄化槽が94基設置されています。この処理施設及び合併浄化槽において家庭等から排水される汚水进行处理することにより、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図っています。

処理施設及び管渠施設について、市内全域で整備がほぼ完了し、現在ではそれらの施設の維持管理等が主な業務となっています。公共下水道処理施設及び農業集落排水処理施設はともに昭和59年から平成9年の間に供用開始した施設が多く、建設後30年以上経過している施設もあり、施設の老朽化が進んでいます。

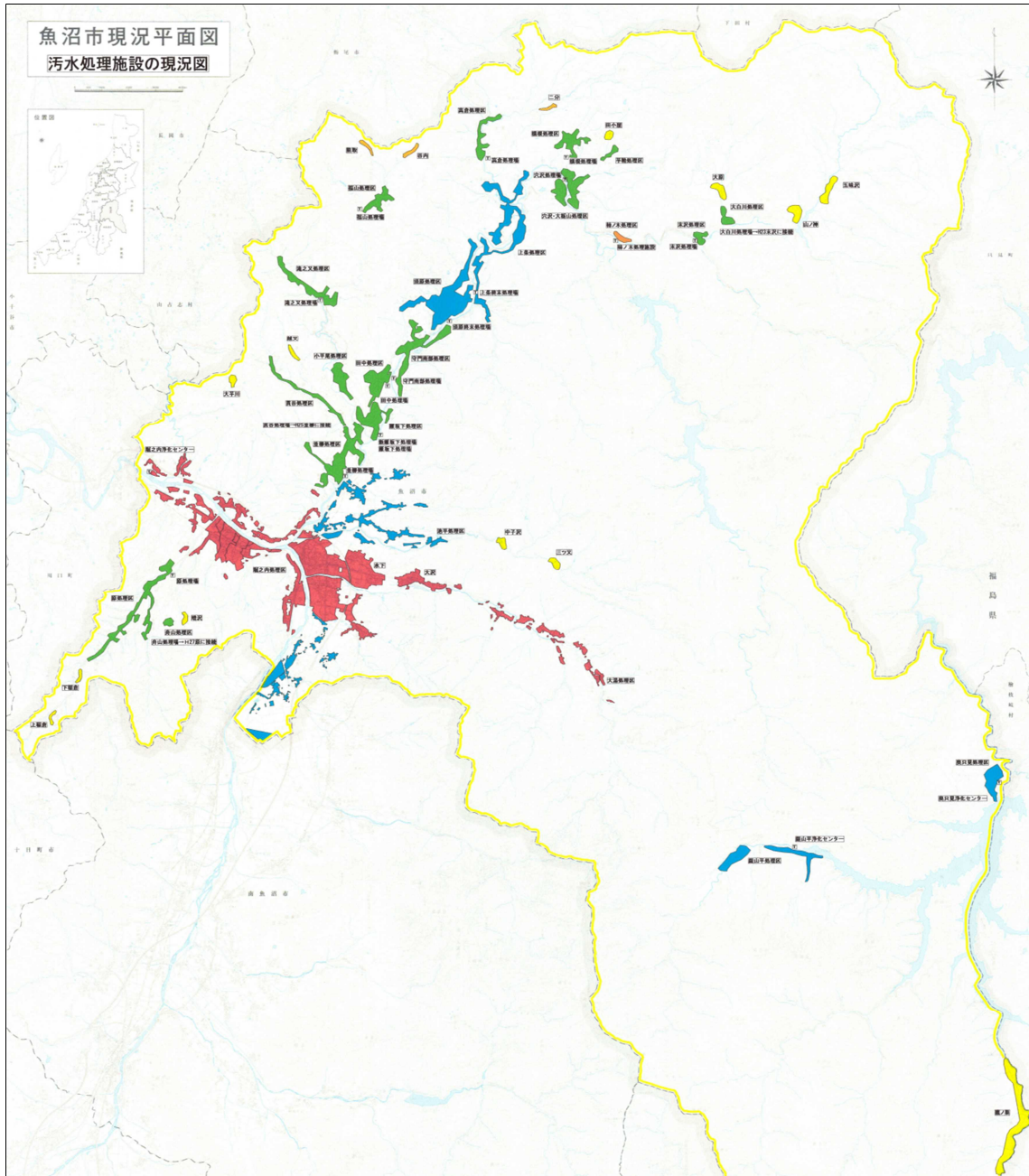
経営は、地方公営企業法を適用し、独立採算制・受益者負担の原則の下、事業に要する経費は使用料収入等を充て、なお不足する分は一般会計からの繰入金で賄っています。事業規模は、令和4年度決算では、収益的収入で22.0億円、収益的支出で21.7億円、資本的収入で4.6億円、資本的支出で14.6億円となっています。

以下が事業・下水処理施設の概要です。

1 施設

【処理区域】

令和5年3月31日現在



凡 例	
	公共下水道
	特定環境保全公共下水道
	農業集落排水
	小規模集合排水
	個別排水

【事業の名称】

本市では、次の5事業を下水道事業として実施しています。

令和5年3月31日現在

No	事業名称	処理区域	流域・単独等の別
1	公共下水道事業	堀之内	流域下水道 (県)
		小出(大池川以北)	
		湯之谷	
		大沢(旧農業集落排水。H21.3.31流域に接続)	
		水下(旧農業集落排水。H21.3.31流域に接続)	
		大湯(旧特定環境保全公共下水道。H26.6.30流域に接続)	
2	特定環境保全公共下水道事業	小出(大池川以南)	流域下水道 (県)
		広神	
		池平(旧農業集落排水。H26.6.30流域に接続)	
		奥只見	
		銀山平	
		須原	
3	農業集落排水事業	上条	単独下水道 (市)
		原	
		舟山(H28.6.30原に接続)	
		並柳	
		貫谷(H26.3.31並柳に接続)	
		雁坂下	
		新雁坂下	
		小平尾(H18.4.1新雁坂下に接続)	
		田中	
		滝之又	
		守門南部	
		高倉	
		福山	
		穴沢	
		大栃山(H16.10.25穴沢に接続)	
横根			
末沢			
大白川(H23.12.5末沢に接続)			
4	小規模集合排水処理事業	柿ノ木	個別
5	個別排水処理事業	福山・高倉	

【処理施設の概要】

令和5年3月31日現在

下水道の種類	流域・単独	名称	供用開始	統合・整備等	処理方式
公共下水道 ・公共下水道 ・特定環境保全公共下水道	流域下水道	堀之内浄化センター	H4.8.1		標準活性汚泥法
	単独下水道	大湯浄化センター	S59.5.1	H26.6.30流域に接続	回転生物接触法
		奥只見浄化センター	H1.7.14		回分式活性汚泥法
		銀山平浄化センター	H13.7.1		回分式活性汚泥法
		須原終末処理場	S59.4.2	H17年度機械更新事業完了	オキシデーシオンディッチ法
		上糸終末処理場	H4.3.31	整備済：1系列730m3/日	オキシデーシオンディッチ法
農業集落排水	単独下水道	原処理場	H6.8.1		オキシデーシオンディッチ法
		舟山処理場	H6.8.1	H28.6.30原に接続	沈殿分離槽前置型接触曝気方式
		大沢処理場	S54.11.6	H21.3.31流域に接続	長時間曝気法
		水下処理場	S62.10.15	H21.3.31流域に接続	長時間曝気法
		池平処理場	S63.8.1	H26.6.30流域に接続	回分式活性汚泥法
		並柳処理場	H4.4.4		オキシデーシオンディッチ法
		貫谷処理場	H9.3.31	H26.3.31並柳に接続	連続流入間欠曝気法
		雁坂下処理場	H5.4.1	雁坂下（親柄：H18.4.1新雁坂下に接続）	回分式活性汚泥法
		新雁坂下処理場	H18.4.1	小平尾、親柄	回分式活性汚泥法
		小平尾処理場(ポンプ場)	S53.12.1	H18.4.1新雁坂下に接続	土壌被覆式長時間曝気法
		滝之又処理場	H12.3.31		連続流入間欠曝気法
		田中処理場	S60.12.1	H6.3.31処理方式変更	長時間曝気法
		守門南部処理場	H5.3.31		回分式活性汚泥法
		高倉処理場	H7.9.1		連続流入間欠曝気法
		福山処理場	H9.9.1		連続流入間欠曝気法
		穴沢処理場	S61.11.1		回分式活性汚泥法
		大栃山処理場(ポンプ場)	S57.11.1	H16.10.25穴沢に接続	土壌式接触曝気法
		横根処理場	H4.9.14		回分式活性汚泥法
		末沢処理場	H6.6.27		回分式活性汚泥法
		大白川処理場	S63.9.9	H23.12.5末沢に接続	回分式活性汚泥法
小規模集合排水処理	単独下水道	柿ノ木処理施設	H16.11.1	小規模集合排水処理施設整備事業	合併浄化槽50人槽
個別排水処理	個別	福山・高倉地区			合併浄化槽20基

※ 平成16年度に26処理場（個別を除く。）あったものを、令和4年度までに9処理場を統廃合し、17処理場としました。現在使われていない処理場（ポンプ場として使用中のものを含む。）は、1字繰り下げとしました。

名称	計画処理人口	行政人口 5,3,31	整備人口 5,3,31	水洗化人口 5,3,31	計画日最大汚水量	R4処理水量 (実績)	R4有収水量 (実績)	R4有収率 (実績)	管路延長
	人	人	人	人	m3/日	m3/日	m3/日	%	km
堀之内浄化センター	22,819	25,233	25,233	24,424	11,503	10,001	8,235	82.34%	285.3
大湯浄化センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥只見浄化センター	5,595	3	3	3	380	42	41	95.90%	2.9
銀山平浄化センター	5,070	5	5	4	590	43	16	35.95%	6.5
須原終末処理場	4,210	1,239	1,239	1,238	1,225	603	391	64.83%	23.1
上条終末処理場	3,150	927	927	905	1,460	467	258	55.35%	25.6
原処理場	1,010	674	674	667	303	205	167	81.27%	15.0
舟山処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大沢処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水下処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
池平処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
並柳処理場	2,230	1,536	1,536	1,524	669	747	437	58.52%	24.0
貫谷処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雁坂下処理場	1,070	485	485	480	477	179	142	79.63%	9.8
新雁坂下処理場	520	389	389	389		187	99	53.19%	4.1
小平尾処理場(ポンプ場)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滝之又処理場	520	247	247	227	172	97	54	55.82%	7.4
田中処理場	1,850	694	694	693	611	198	181	91.32%	7.1
守門南部処理場	990	532	532	524	326	179	134	74.89%	11.8
高倉処理場	350	111	111	105	116	33	28	84.50%	4.6
福山処理場	250	94	94	84	83	41	19	46.94%	4.0
穴沢処理場	1,840	809	809	776	552	373	212	56.79%	14.2
大板山処理場(ポンプ場)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横根処理場	500	89	89	87	165	54	32	58.44%	5.9
末沢処理場	410	96	96	96	123	46	33	72.82%	5.7
大白川処理場	-	-	-	-	-	-	-	-	-
柿ノ木処理施設	49	14	14	14		3	3	100.00%	
福山・高倉地区		30	30	30		7	7	100.00%	
	52,433	33,207	33,207	32,270	18,755	13,506	10,490	77.67%	457.0

2 使用料 【直近の改定年月日 平成 26 年 4 月 1 日】

本市の下水道使用料は、平成 22 年度に一部の地区で異なっていた使用料を統一し、逓増型の使用料体系となっています。基本水量を付さない基本使用料と従量使用料の組み合わせにより算定されます。

下水道使用料（魚沼市下水道条例から抜粋）

令和 5 年 3 月 31 日現在

使用料区分	条件又は下水排除量	金額
基本使用料	1のメーターにつき	1,210.00円
従量使用料の単価	10立方メートルまでの 下水排除量1立方メートルにつき	84.70円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの 下水排除量1立方メートルにつき	205.70円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの 下水排除量1立方メートルにつき	211.20円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの 下水排除量1立方メートルにつき	216.70円
	100立方メートルを超える 下水排除量1立方メートルにつき	222.20円

【上記の料金表の金額は消費税及び地方消費税を含みます。】

過去 3 年間の 20 m³当たりの下水道使用料（税込）

年度	条例上の使用料	実質的な使用料
令和 2 年度	4,114.00 円	4,353.40 円
令和 3 年度	4,114.00 円	4,358.20 円
令和 4 年度	4,114.00 円	4,365.00 円

※ 条例上の使用料は、下水道条例に規定された算定方法により 20 m³使用した場合で算出しています。

※ 実質的な使用料は、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じて算出しています。

(1) 使用料算定の対象となる経費

平成 29 年に日本下水道協会から公表された「下水道使用料算定の基本的考え方」によります。

独立採算を原則として、通常の間経費である人件費、動力費、委託料などのほか減価償却費、企業債利息の資本費さらに物価上昇や施設の高度化に対応するため償却資産の一定割合分として算定される資産維持費を含む総括原価方式となっています。

本市の下水道事業は、有収水量及び処理人口の 75～80%は流域下水道、ほかは単独処理場を有する処理区域となっており、地域によって下水処理経費に差異は

ありますが、事業を一体的に運営することで下水道使用料の公平性を保ち、使用料を充ててもなお不足する経費は一般会計からの繰入金で充て、その分は使用料原価から控除しています。

(2) 使用料水準

魚沼市を含む新潟県内の20市の状況は、次の表のとおりです。

新潟県内20市の下水道使用料の状況

一般用・家庭用		調査時点 R5.3.31 各市の条例から計算 単位：円								
使用量m ³ /月	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³					
順位	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)
1	長岡市	902	燕市	1,958	燕市	3,157	燕市	5,555	燕市	12,100
2	燕市	902	長岡市	2,288	長岡市	3,674	長岡市	6,688	阿賀野市	14,410
3	新潟市	1,309	阿賀野市	2,640	阿賀野市	3,960	阿賀野市	6,820	長岡市	14,828
4	五泉市	1,320	五泉市	2,860	五泉市	4,400	五泉市	7,590	五泉市	15,560
5	阿賀野市	1,320	新潟市	3,047	新潟市	4,785	小千谷市	8,250	小千谷市	16,500
6	加茂市	1,452	加茂市	3,157	新発田市	4,818	見附市	8,250	見附市	16,500
7	柏崎市	1,507	新発田市	3,168	加茂市	4,917	加茂市	8,547	加茂市	18,172
8	新発田市	1,518	柏崎市	3,201	小千谷市	4,950	新発田市	8,558	村上市	18,183
9	十日町市	1,540	19市平均	3,291	見附市	4,950	柏崎市	8,695	19市平均	18,611
10	19市平均	1,555	小千谷市	3,300	柏崎市	4,977	19市平均	8,824	柏崎市	18,870
11	三条市	1,650	見附市	3,300	19市平均	5,072	新潟市	8,987	新発田市	19,008
12	小千谷市	1,650	十日町市	3,355	十日町市	5,225	村上市	8,998	南魚沼市	19,205
13	見附市	1,650	村上市	3,487	糸魚川市	5,279	十日町市	9,075	十日町市	19,250
14	村上市	1,650	糸魚川市	3,528	村上市	5,324	糸魚川市	9,441	新潟市	19,492
15	糸魚川市	1,777	妙高市	3,630	胎内市	5,675	南魚沼市	9,605	糸魚川市	20,396
16	妙高市	1,782	胎内市	3,745	妙高市	5,720	胎内市	9,775	胎内市	20,625
17	胎内市	1,815	三条市	3,795	南魚沼市	5,765	妙高市	9,900	三条市	20,955
18	佐渡市	1,886	南魚沼市	3,845	三条市	5,940	三条市	10,230	魚沼市	21,395
19	南魚沼市	1,925	上越市	3,941	上越市	6,163	魚沼市	10,560	妙高市	22,220
20	上越市	1,983	魚沼市	4,114	魚沼市	6,226	上越市	11,223	佐渡市	23,468
21	魚沼市	2,057	佐渡市	4,284	佐渡市	6,682	佐渡市	11,478	上越市	23,873

水道料金と合せた使用料等 家庭用 量水器の口径 φ13mm 単位:円										
使用量m ³ /月	10m ³		20m ³		30m ³		50m ³		100m ³	
順位	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)	自治体名	料金(税込)
1	長岡市	2,090	燕市	5,203	燕市	7,843	燕市	13,123	燕市	26,873
2	糸魚川市	2,558	糸魚川市	5,244	糸魚川市	7,930	糸魚川市	14,138	見附市	29,645
3	新潟市	2,684	長岡市	5,291	新潟市	8,404	見附市	14,795	糸魚川市	30,483
4	燕市	2,706	新潟市	5,544	長岡市	8,492	新潟市	15,004	阿賀野市	30,910
5	加茂市	2,739	五泉市	5,753	五泉市	8,756	阿賀野市	15,070	五泉市	31,466
6	五泉市	2,750	見附市	5,885	見附市	8,855	長岡市	15,136	長岡市	32,351
7	柏崎市	2,860	加茂市	5,918	阿賀野市	9,020	五泉市	15,246	新潟市	32,494
8	三条市	2,904	阿賀野市	6,160	加茂市	9,152	加茂市	15,730	加茂市	32,725
9	見附市	2,915	柏崎市	6,281	新発田市	9,818	村上市	16,698	村上市	33,583
10	妙高市	2,937	新発田市	6,496	村上市	9,944	魚沼市	17,270	小千谷市	34,188
11	19市 平均	3,131	村上市	6,567	柏崎市	9,954	小千谷市	17,303	魚沼市	35,090
12	新発田市	3,174	19市 平均	6,578	19市 平均	10,108	19市 平均	17,509	19市 平均	36,730
13	村上市	3,190	妙高市	6,644	魚沼市	10,142	柏崎市	17,808	三条市	38,379
14	阿賀野市	3,300	魚沼市	6,688	小千谷市	10,549	新発田市	17,958	新発田市	39,408
15	魚沼市	3,344	三条市	6,787	三条市	10,670	三条市	18,524	柏崎市	40,083
16	十日町市	3,432	上越市	7,169	妙高市	11,011	妙高市	19,745	胎内市	40,965
17	上越市	3,495	小千谷市	7,172	上越市	11,228	胎内市	19,915	十日町市	42,130
18	佐渡市	3,772	十日町市	7,579	胎内市	11,735	十日町市	20,295	上越市	43,799
19	小千谷市	3,795	胎内市	7,765	十日町市	11,781	上越市	20,534	南魚沼市	43,805
20	胎内市	3,795	南魚沼市	8,765	南魚沼市	13,145	南魚沼市	21,905	妙高市	45,870
21	南魚沼市	4,385	佐渡市	8,766	佐渡市	13,760	佐渡市	23,748	佐渡市	48,718

3 組織

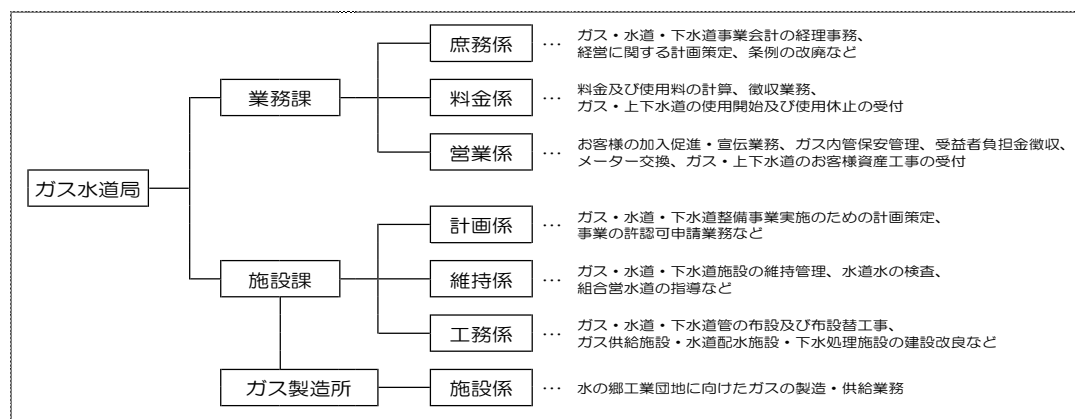
本市は、平成16年11月1日の町村合併で誕生以降、事務の一元化、特別会計から法適用の公営企業会計への移行、上水道事業と簡易水道事業の会計を水道事業会計への統合、また平成21年4月1日には上水道事業、簡易水道事業、ガス事業、下水道事業の組織を一元化し、会議室や書庫を備えた書庫棟を整備し、組織が効率的に事業を実施できるよう条件整備を進めてきました。

併せて、「魚沼市定員適正化計画」を基に、施設の統廃合による施設管理の効率化、事業の委託などを進めながら定員削減に努めてきました。

なお、下水道事業は維持管理を民間業者への委託によって行っているため、事業規模に即した定員を確保しています。

組織図

(令和5年4月1日現在)



第2節 経営健全化の取組状況

1 施設の集約及び統廃合

本市の下水道事業は、合併前の旧町村でほぼ整備が完了し、その結果多数の処理区域と施設を保有することとなり、費用も含めてその維持管理の効率化が課題となっていました。

老朽化に伴う施設の更新に合わせて、更新費用と維持管理費用を比較検討し、隣接する処理区域との統廃合を含めて、施設の集約を図ってきました。

下水道施設の統廃合

統合・接続時期	廃止処理場	統合・接続先
平成16年10月25日	大柄山処理場	穴沢処理場
平成18年4月1日	小平尾処理場	新雁坂下処理場
平成21年3月31日	大沢・水下処理場	流域下水道 堀之内浄化センター
平成23年12月5日	大白川処理場	末沢処理場
平成26年3月31日	貫谷処理場	並柳処理場
平成26年6月30日	大湯浄化センター 池平処理場	流域下水道 堀之内浄化センター
平成28年6月30日	舟山処理場	原処理場

2 会計及び組織の統合

本市の下水道事業会計は、平成16年11月の合併当初、4会計で運営していましたが、順次地方公営企業法の適用を進め、平成19年度に全事業を地方公営企業法適用事業とし、会計を統合しました。

下水道事業会計の推移

会計区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度～ R5年度
企業会計	公共下水道事業会計 (公共堀之内)	公共下水道事業会計	下水道事業会計	下水道事業会計
特別会計	流域関連下水道事業特別会計 (公共小出・湯之谷、特環伊米ヶ崎・広神)			
企業会計	農業集落排水事業会計 (原、舟山)			
特別会計	下水道事業特別会計 (特環湯之谷・守門、集排湯之谷・広神・守門・入広瀬、個別排水)			
会計数	4	3	2	1

また、下水道事業は、平成 16 年 11 月の合併当初、下水道課で行っていましたが、市役所全体の組織改編により、平成 21 年度にガス・水道事業を所管する企業課の分室として位置づけられ、平成 23 年度に企業課に統合しました。翌平成 24 年度にガス水道局に名称が変更され、現在ガス事業、水道事業、下水道事業を一元管理する組織となっています。

組織の推移

H18		H19	H20	H21 (グループ制)		H22	H23		H24 (大課制)		H25	H27	H29	H30	R元	R2	R4	R5
組織・職名	人数	人数	人数	組織・職名	人数	人数	組織・職名	人数	組織・職名	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
ガス・水道課				企業課			企業課		ガス水道局									
課長等	3	3	2	課長	1	1	課長	1	局長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				お客様サービス室			お客様サービス室		業務課									
				室長	1	1	室長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
庶務係	3	4	4	庶務班	5	5	庶務班	5	庶務係	4	4	5	5	6	5	5	5	5
料金係	4	4	4	料金班	4	4	料金班	4	料金係	4	4	3	4	4	4	3	3	3
営業係	3	3	4	営業班	5	4	営業班	4	営業係	5	5	5	4	4	5	5	4	4
施設係 (H19～施設班)	9	12	12															
				施設室			施設室		施設課									
				室長	1	1	室長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				ガス班	7	8	ガス班	7	計画係	3	3	3	3	3	3	3	3	3
				水道班	5	5	水道班	5	維持係	6	5	5	5	5	5	5	5	5
							下水道班	4	工務係	5	5	5	5	5	5	5	6	5
下水道課				堀之内分室			水の郷工業団地 ガス製造所		ガス製造所									
課長・補佐等	2	2	2	室長	1	1	施設長	1	施設長	1	1	1	(1)	(1)	1	1	1	1
管理係	4	3	3	下水道班	5	4			施設係				1	1	1	1	1	1
工務係	6	5	5															
合計(人)	34	36	36		35	34		33		31	30	30	30	31	32	31	31	30

※ 職員数のうち、令和 5 年度の下水道会計支弁職員は、7 人となっています。

3 民間活力の活用

以下の業務について民間に業務を委託し、費用軽減と効率化を図ってきました。

- ・ 料金徴収関連業務
- ・ 下水道メーター交換
- ・ 排水設備工事調査
- ・ 各種システム関係保守管理
- ・ 下水道施設運転管理業務
- ・ 汚泥運搬業務

第3節 経営比較分析表を用いた現状分析

平成26年度決算から「経営比較分析表」を公表することとなっています。経年比較や類似団体（※）との比較により、経営の現状及び課題を分析すると次のようになります。

※ 分析表における類似団体とは、本市の下水道5事業ごとに、処理人口規模に応じて分類した公営下水道事業者をいいます。5事業ごとに類似団体が違い、また法適用団体が少ないことから、本市の数値と大きな乖離がある場合もあります。

1 経営の健全性・効率性

下水道5事業間でばらつきはあるものの、事業全体としては使用料収入で下水処理に要する経費を賄えており、概ね健全な経営状況と言えます。経営的には、処理区の統廃合による維持管理費の節減、組織改編による人件費の抑制、ガス・水道事業との一元的管理など、経営の効率化を図っています。

また、人口減少社会の到来により使用料収入の減少が懸念される状況であり、更新投資及びその財源に充てる企業債の発行など投資・財政計画の策定が必要な状況であると考えられます。

2 老朽化の状況

本市では下水道の整備がほぼ完了し、新たな区域拡張による大きな投資はなく、施設設備は毎年度ほぼ一定の割合で減価償却が進んでいます。

処理場については、施設設備の耐用年数を順次迎えているため、流域への接続等による統廃合を計画的に実施していきます。

管渠については、耐用年数（50年程度）を迎えていませんが、中越大震災等の度重なる地震の影響を受け、損傷したものもあり、管渠更新・更生を実施しています。また、処理区によっては有収率が低く、管渠の老朽化が進行し、不明水（地下水等）が流入している状況が考えられます。

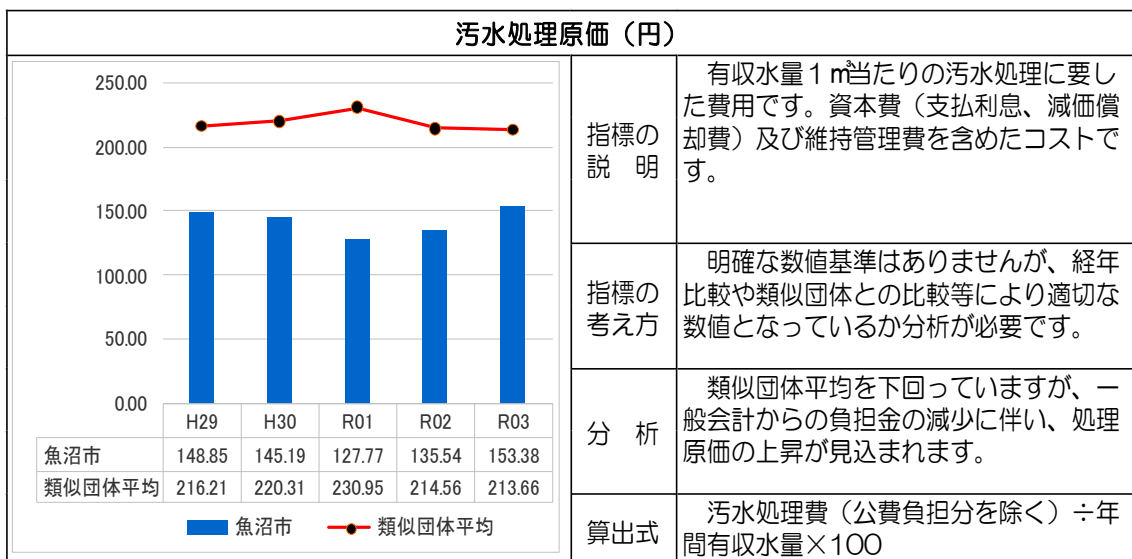
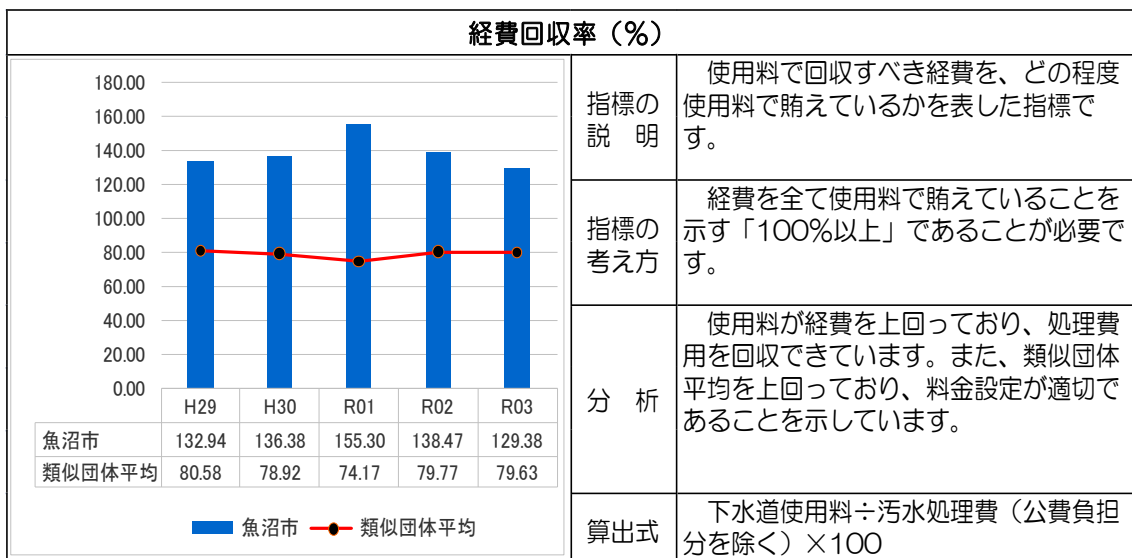
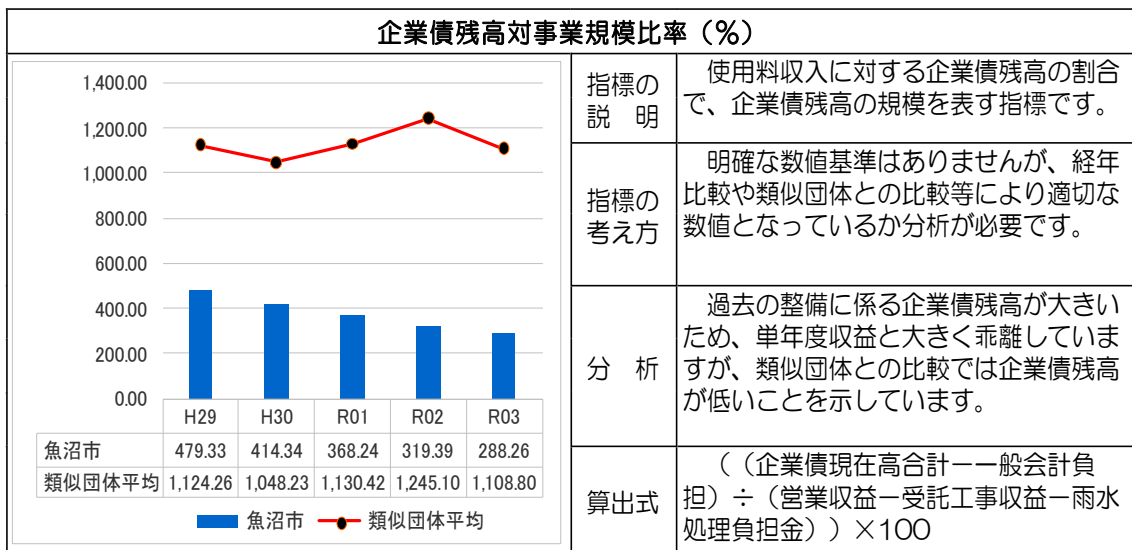
経営比較分析表（主要3事業を掲載し、巻末に全5事業を掲載しています。）

<公共下水道事業>

経常収支比率（％）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>110.78</td> <td>113.49</td> <td>117.65</td> <td>116.80</td> <td>111.45</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>106.70</td> <td>106.83</td> <td>109.21</td> <td>107.81</td> <td>107.54</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	110.78	113.49	117.65	116.80	111.45	類似団体平均	106.70	106.83	109.21	107.81	107.54	指標の説明	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。		
			H29	H30	R01	R02	R03																
魚沼市	110.78	113.49	117.65	116.80	111.45																		
類似団体平均	106.70	106.83	109.21	107.81	107.54																		
指標の考え方	単年度の経常収支が黒字であることを示す「100%以上」となることが必要です。																						
分析	収益が費用を上回っており、処理に要する費用を使用料収入や繰入金で賄えています。																						
算出式	$(\text{経常収益} \div \text{経常費用}) \times 100$																						

累積欠損比率（％）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>7.12</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>26.14</td> <td>22.02</td> <td>15.73</td> <td>18.20</td> <td>19.06</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	7.12	0.00	0.00	0.00	0.00	類似団体平均	26.14	22.02	15.73	18.20	19.06	指標の説明	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。		
			H29	H30	R01	R02	R03																
魚沼市	7.12	0.00	0.00	0.00	0.00																		
類似団体平均	26.14	22.02	15.73	18.20	19.06																		
指標の考え方	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。																						
分析	平成30年度から累積欠損金は、発生していません。																						
算出式	$(\text{当年度末処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})) \times 100$																						

流動比率（％）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>68.21</td> <td>73.98</td> <td>84.63</td> <td>94.28</td> <td>82.43</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>68.29</td> <td>68.04</td> <td>57.26</td> <td>48.56</td> <td>47.58</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	68.21	73.98	84.63	94.28	82.43	類似団体平均	68.29	68.04	57.26	48.56	47.58	指標の説明	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。		
			H29	H30	R01	R02	R03																
魚沼市	68.21	73.98	84.63	94.28	82.43																		
類似団体平均	68.29	68.04	57.26	48.56	47.58																		
指標の考え方	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があることを示す「100%以上」であることが必要です。																						
分析	平成26年度の会計制度の改正により流動負債が多くなっていますが、償還時に交付税措置される企業債も含まれるため、直ちに健全性が損なわれているとは言えません。																						
算出式	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$																						

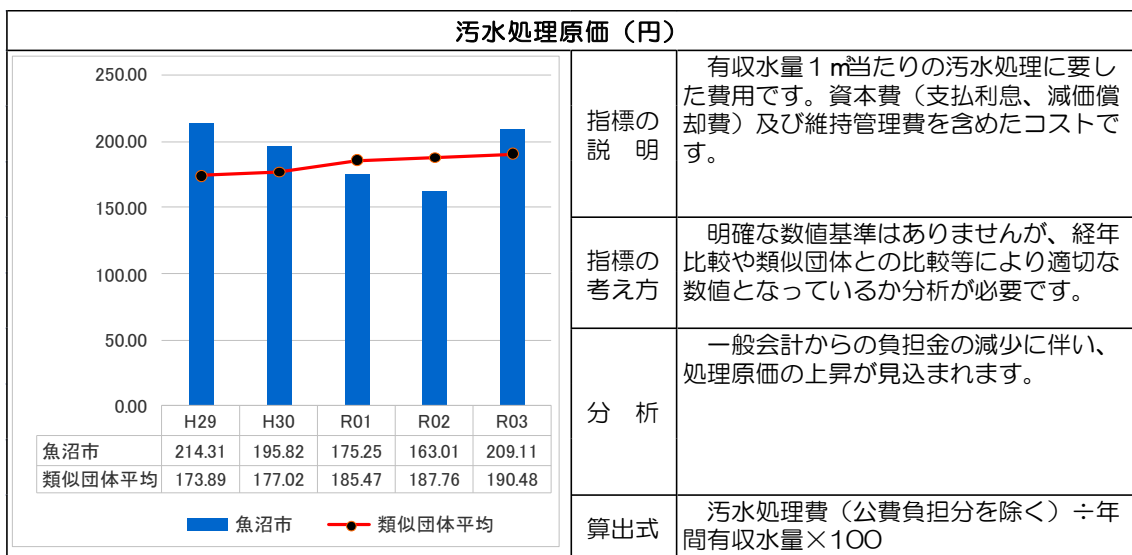
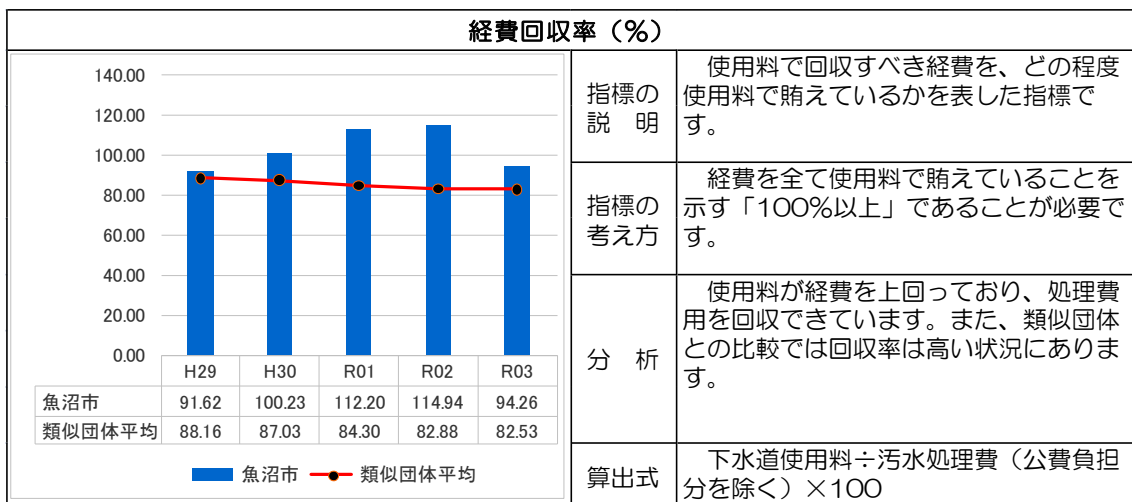
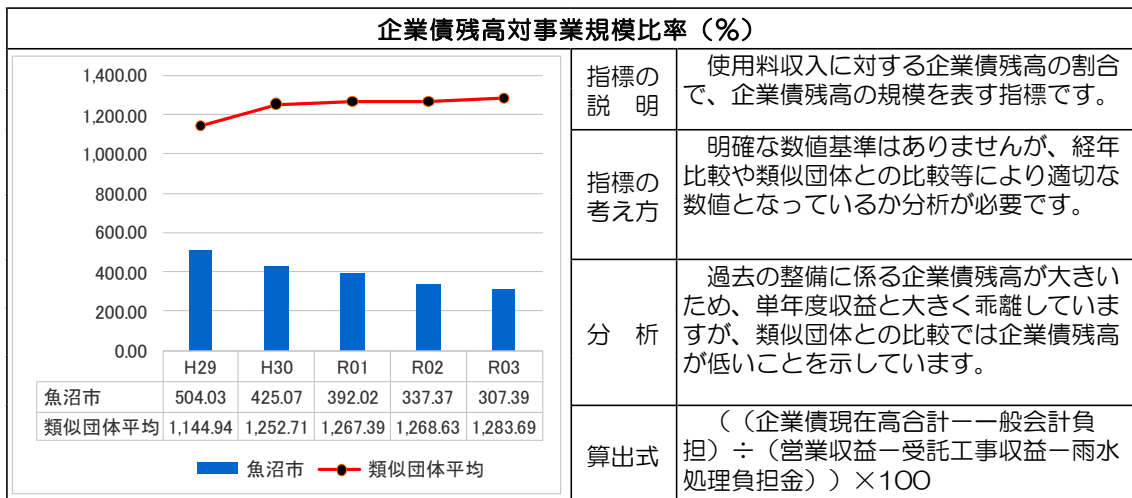


<特定環境保全公共下水道事業>

経常収支比率 (%)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>97.84</td> <td>100.12</td> <td>102.82</td> <td>105.08</td> <td>99.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>103.61</td> <td>102.95</td> <td>103.34</td> <td>102.70</td> <td>104.11</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	97.84	100.12	102.82	105.08	99.00	類似団体平均	103.61	102.95	103.34	102.70	104.11	<p>指標の説明</p> <p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03																			
魚沼市	97.84	100.12	102.82	105.08	99.00																			
類似団体平均	103.61	102.95	103.34	102.70	104.11																			
<p>指標の考え方</p> <p>単年度の経常収支が黒字であることを示す「100%以上」となることが必要です。</p>																								
<p>分析</p> <p>毎年100前後となっており、処理に要する費用を使用料収入や繰入金でほぼ賄えています。</p>																								
<p>算出式</p> <p>(経常収益÷経常費用)×100</p>																								

累積欠損金比率 (%)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>80.63</td> <td>27.02</td> <td>29.74</td> <td>48.20</td> <td>46.91</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類似団体平均	80.63	27.02	29.74	48.20	46.91	<p>指標の説明</p> <p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03																			
魚沼市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																			
類似団体平均	80.63	27.02	29.74	48.20	46.91																			
<p>指標の考え方</p> <p>累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。</p>																								
<p>分析</p> <p>累積欠損金は、発生していません。</p>																								
<p>算出式</p> <p>(当年度末処理欠損金÷(営業収益－受託工事収益))×100</p>																								

流動比率 (%)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>18.68</td> <td>20.48</td> <td>34.79</td> <td>49.63</td> <td>51.51</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>70.92</td> <td>60.67</td> <td>53.44</td> <td>46.85</td> <td>44.35</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	18.68	20.48	34.79	49.63	51.51	類似団体平均	70.92	60.67	53.44	46.85	44.35	<p>指標の説明</p> <p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03																			
魚沼市	18.68	20.48	34.79	49.63	51.51																			
類似団体平均	70.92	60.67	53.44	46.85	44.35																			
<p>指標の考え方</p> <p>1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があることを示す「100%以上」であることが必要です。</p>																								
<p>分析</p> <p>平成26年度の会計制度の改正により流動負債が多くなっていますが、償還時に交付税措置される企業債も含まれるため、直ちに健全性が損なわれているとは言えません。</p>																								
<p>算出式</p> <p>流動資産÷流動負債×100</p>																								

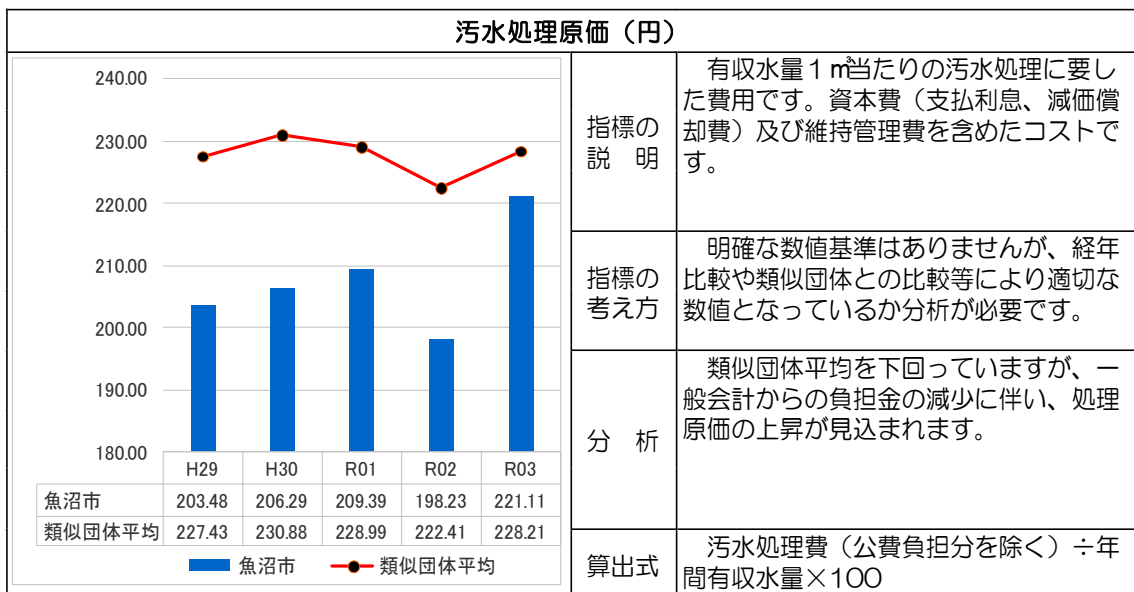
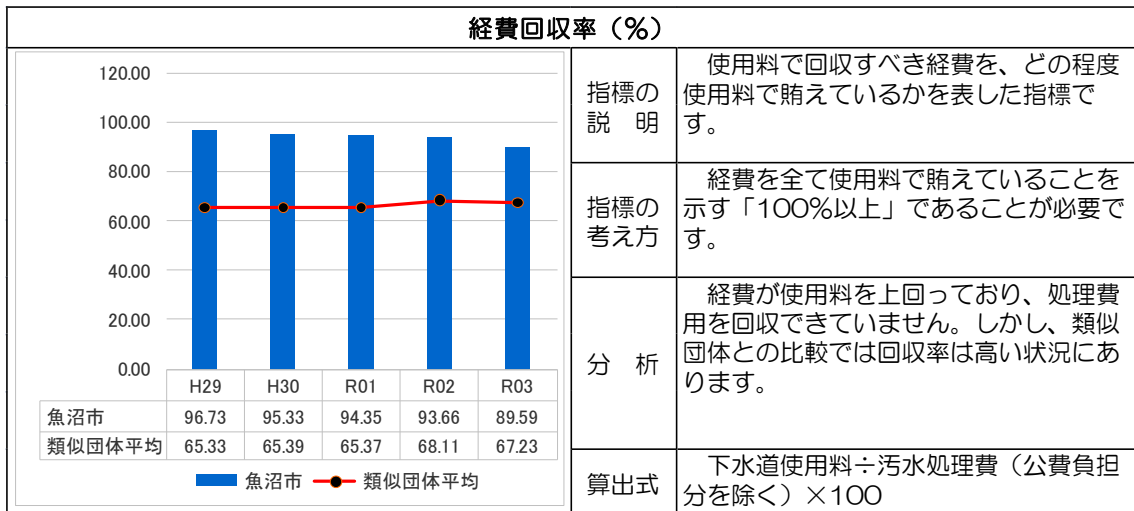
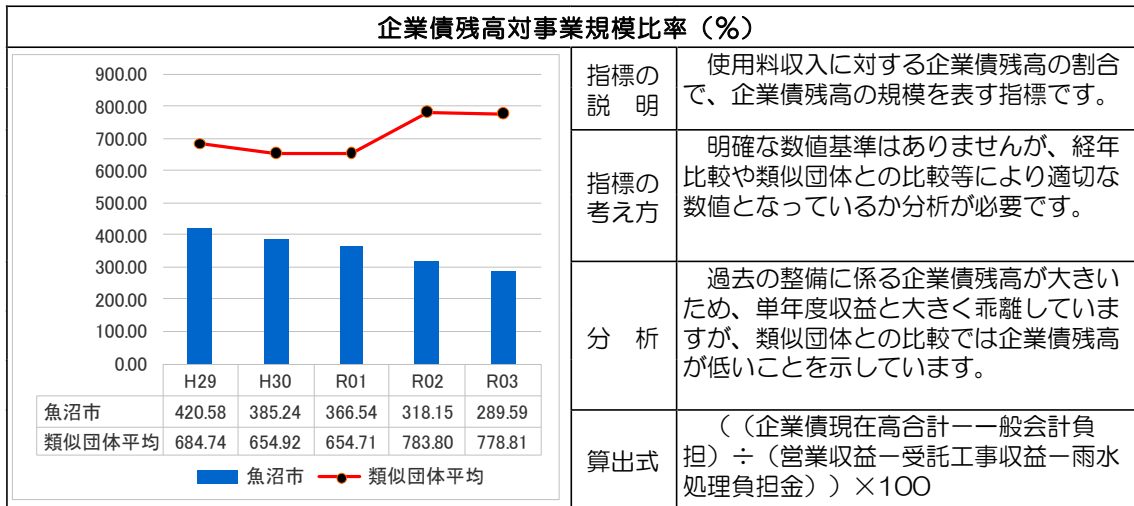


<農業集落排水事業>

経常収支比率 (%)																				
		<p>指標の説明</p> <p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>100.01</td> <td>100.25</td> <td>99.04</td> <td>100.81</td> <td>97.67</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>100.99</td> <td>101.27</td> <td>101.91</td> <td>103.09</td> <td>102.11</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	100.01	100.25	99.04	100.81	97.67	類似団体平均	100.99	101.27	101.91	103.09	102.11	<p>指標の考え方</p> <p>単年度の経常収支が黒字であることを示す「100%以上」となることが必要です。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03															
魚沼市	100.01	100.25	99.04	100.81	97.67															
類似団体平均	100.99	101.27	101.91	103.09	102.11															
<p>算出式</p> <p>(経常収益÷経常費用)×100</p>		<p>分析</p> <p>毎年約100となっており、処理に要する費用を使用料収入や繰入金でほぼ賄えています。</p>																		

累積欠損金比率 (%)																				
		<p>指標の説明</p> <p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>149.02</td> <td>137.09</td> <td>127.98</td> <td>101.24</td> <td>124.90</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	類似団体平均	149.02	137.09	127.98	101.24	124.90	<p>指標の考え方</p> <p>累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03															
魚沼市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00															
類似団体平均	149.02	137.09	127.98	101.24	124.90															
<p>算出式</p> <p>(当年度未処理欠損金÷(営業収益－受託工事収益))×100</p>		<p>分析</p> <p>累積欠損金は、発生していません。</p>																		

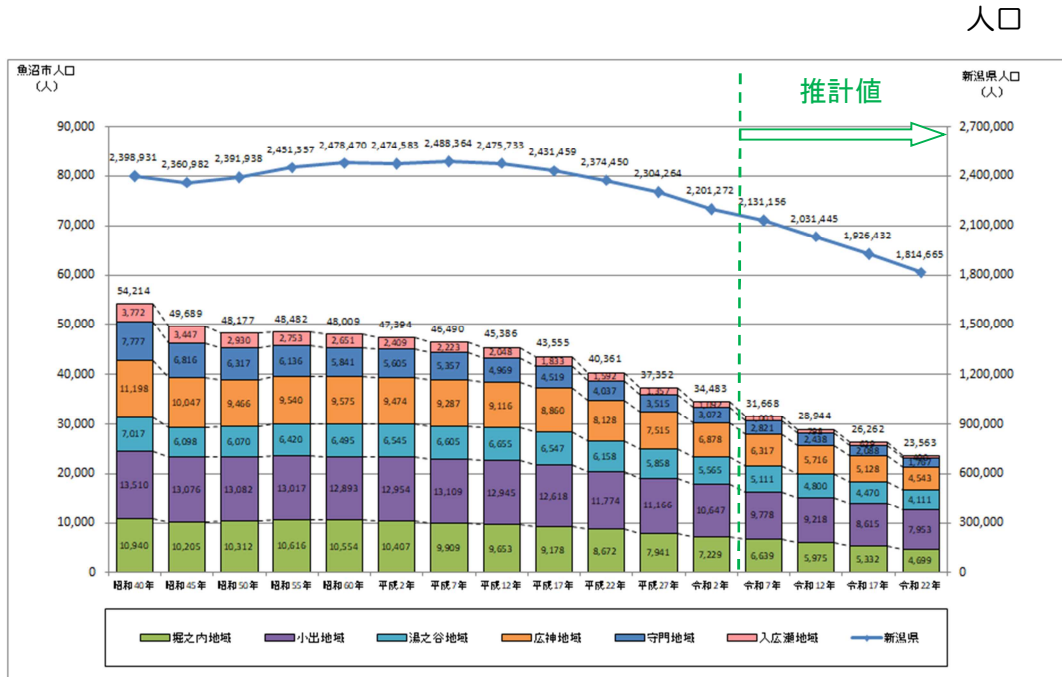
流動比率 (%)																				
		<p>指標の説明</p> <p>短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> <th>R03</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚沼市</td> <td>91.25</td> <td>100.02</td> <td>105.51</td> <td>109.72</td> <td>114.80</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>38.12</td> <td>43.50</td> <td>44.14</td> <td>37.24</td> <td>33.58</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R01	R02	R03	魚沼市	91.25	100.02	105.51	109.72	114.80	類似団体平均	38.12	43.50	44.14	37.24	33.58	<p>指標の考え方</p> <p>1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があることを示す「100%以上」であることが必要です。</p>
	H29	H30	R01	R02	R03															
魚沼市	91.25	100.02	105.51	109.72	114.80															
類似団体平均	38.12	43.50	44.14	37.24	33.58															
<p>算出式</p> <p>流動資産÷流動負債×100</p>		<p>分析</p> <p>平成26年度の会計制度の改正により流動負債が多くなっていますが、償還時に交付税措置される企業債も含まれるため、直ちに健全性が損なわれているとは言えません。</p>																		



第4節 将来の事業環境

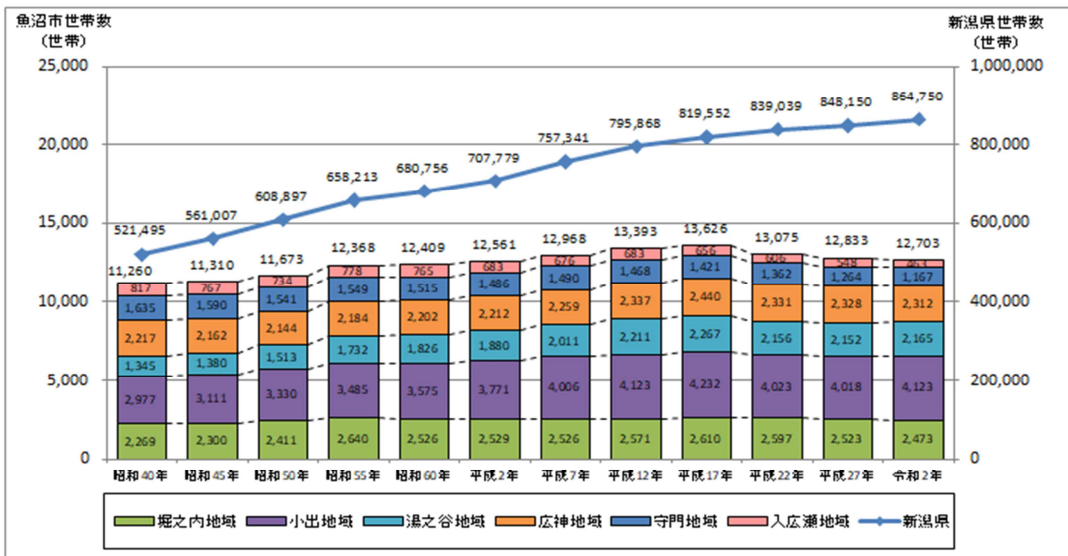
1 人口・普及率予測

統計では、少子高齢化の進行に伴い人口が減少しており、特に山間地域において減少率が高くなる傾向が見られます。



出典：総務省統計局『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 (平成30(2018)年推計)』より作図

世帯数も平成22年の国勢調査で減少に転じており、今後も減少するものと思われます。



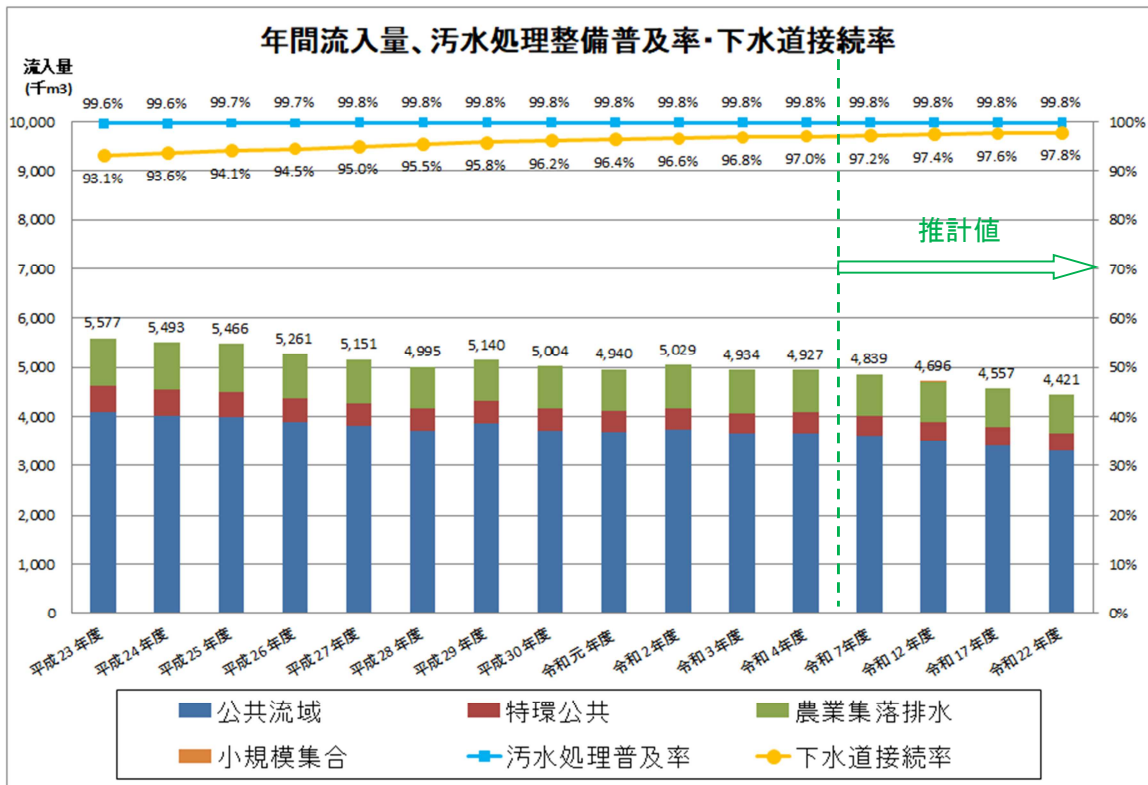
出典：総務省統計局『国勢調査』より作図

※ 魚沼市の污水处理普及率は99.8%となっており、面的整備は完了しています。

2 排水量予測

人口減少による排水量の減少とともに、機器の節水機能向上による一人当たりの排水量の減少も想定されます。新規の工場誘致等に伴い、一部では増加が見込まれるものの、全体的には減少傾向が続くものと思われます。

下水の流入量は、人口減少率に比例して0.6%程度の減少と推計しています。



3 使用料収入見通し

下水の排水量の減少に比例して、使用料収入も毎年0.6%程度減少していくものと推計します。

(1) 使用料その他の収入の見通し

ア 使用料改定

使用料は、合併時には各地区で算定方式が異なっていましたが、平成22年度以降、段階的に統一し、現在は市内で同一の使用料体系となっています。使用料収入は人口減少とともに減少していく見込みであり、本市の公営企業等運営審議会からの意見により、使用料が時流に見合った適正なものとなるよう、4年毎に見直すこととします。

イ 受益者負担金、分担金

下水道の接続率は現在 97%に達しているため、現在新規の下水道接続は少なく、安定した収益は見込めない状況であり、今後受益者負担金・分担金収入は減少していくと考えられます。

ウ 未収金の徴収対策

使用料の未納に対しては、ガス料金及び水道料金と併せての電話や個別訪問による納入依頼の実施や、納入誓約書の徴取による計画的な支払いの実施と時効による債権消滅の防止など、人口減少による使用料収入減が見込まれる中、徴収率の一層の向上に注力していくことが大切になります。

受益者負担金等については、個別納入依頼により未収金の回収に努め、今後も納付誓約書の徴取により、計画的な支払いの実施と時効の中断を措置しながら債権確保を図っていくこととなります。

4 施設見直し

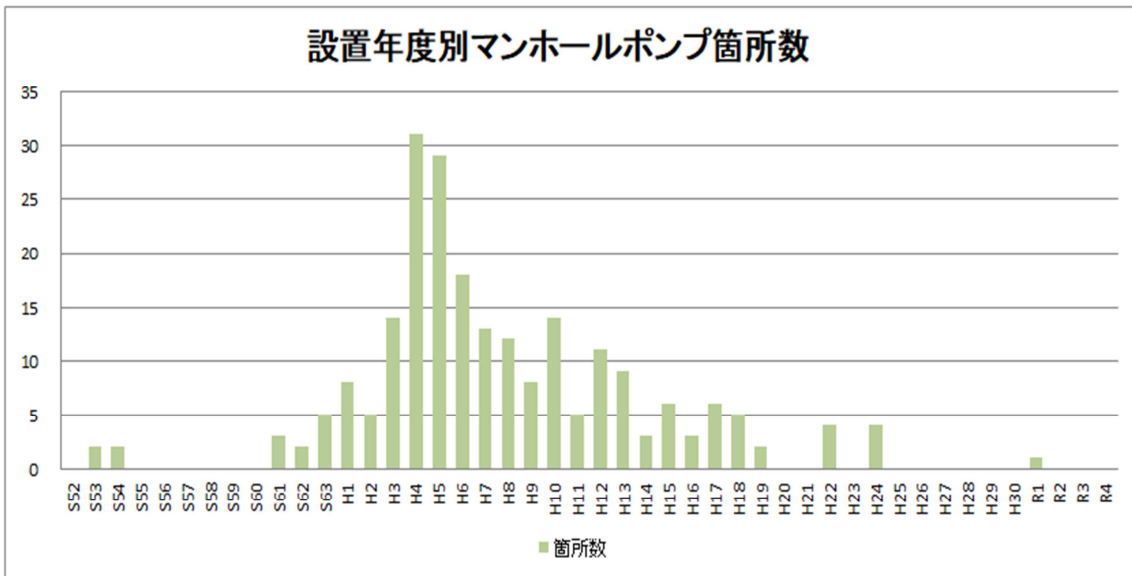
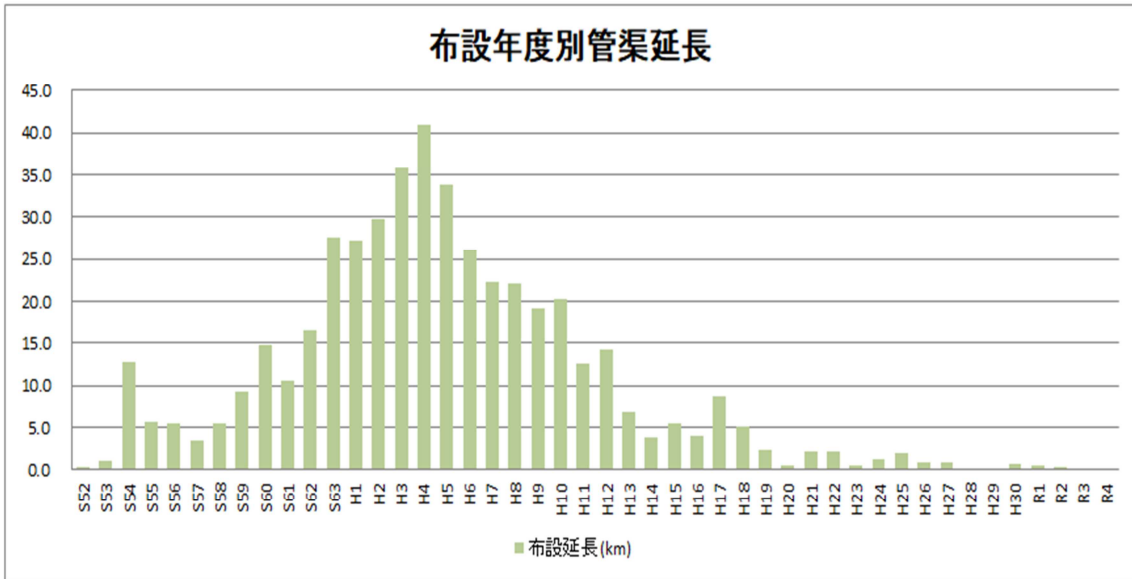
魚沼市の下水道管は、昭和 50 年代に布設が開始され、それ以降は多くが昭和 50 年代から平成 10 年にかけて布設されています。

下水道管渠の法定耐用年数は、50 年とされており、市内の管渠の多くは布設後 20~40 年とまだ法定耐用年数を経過していませんが、平成 16 年度の中越大震災等の災害や経年劣化によって、管渠や施設の一部は破損や老朽化が進行しています。それが原因で、マンホール管口の割れ・ずれ等が認められる箇所があるほか、設置年度の古いマンホールのうち、蓋面に穴が開いているものが設置されている箇所があるため、そこから地下水や雨水が流入することによって不明水が増加し、污水处理費用増大の一因となっています。

また一部のマンホールでは、硫化水素の影響により耐用年数に達する前に更新が必要になると予想されます。

施設の老朽化に伴い、主要な機械・電気設備の更新や下水道管の更新を計画的に実施することと、その更新に併せた施設自体の統廃合を組み合わせることが最も有効な手段です。今までは地形的に可能な処理区について、順次統合を実施してきましたが、今後は統廃合の範囲を広域化し、計画的に統合を進めます。

また、実施に際して各種財源を検討しながら経済的な投資を心がけることも大切な要件と考えます。



魚沼市汚水処理施設統合計画				公共(流域)			特環		集排		小規模											
処理場名	廃止	区分	供用開始	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
奥只見浄化センター		特環	H01.07.14																			
鏡山平浄化センター		特環	H13.07.01																			
福山処理場		集排	H09.09.01																			
末沢処理場		集排	H06.06.27																			
大白川処理場	H24	集排	S63.09.09																			
柿ノ木処理施設		小規模	H16.01.22																			
大新山処理場	H16	集排	S57.11.01																			
穴沢処理場		集排	S61.11.01			穴沢処理場との統合																
横根処理場		集排	H04.09.14																			
上条処理場		特環	H04.03.31																			流域へ接続
高倉処理場		集排	H07.09.01													流域へ接続						
須原処理場		特環	S59.04.01																			流域へ接続
守門南部処理場		集排	H05.03.31													流域へ接続						
田中処理場		集排	S60.12.01																			
雁坂下処理場		集排	H05.04.01																			
新雁坂下処理場		集排	S53.12.01																			
滝之又処理場		集排	H12.03.31																			
並柳処理場		集排	H04.04.04																			
貫谷処理場	H25	集排	H09.03.31																			
堀之内浄化センター		流域	H04.08.01																			
大沢処理場	H20	集排	S54.11.08																			
水下処理場	H20	集排	S82.10.15																			
大湯浄化センター	H26	特環	S59.05.01																			
池平処理場	H26	集排	S63.08.01																			
原処理場		集排	H06.08.01																			
舟山処理場	H28	集排	H06.08.01																			流域へ接続
処理場数 (県流域含む)	8		26	18	18	17	17	17	16	16	16	13	13	12	11	11	11	10	10	9	7	

5 組織見通し

本市は行政部門の組織機構の改革に合わせ、企業組織の改編を進め、ガス、水道及び下水道事業を同一部局とすることで、効率的な事業執行に繋がっています。今後も、直営と委託で行う業務区分の見直しなど一層の効率化を目指し、不断の改善に努めていく必要があります。

第2章 経営の基本方針

1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

公共下水道については、下水道法に「市町村が行うものとする」と規定され、農業集落排水、小規模集合排水、個別排水についても公共下水道と同様の目的を有することから、これらを市の下水道事業として位置付けて、包括的に実施することとし、水質保全と生活環境の改善を図りながら、市民の快適かつ衛生的な生活の確保と豊かな自然の保全に努める必要があります。

2 公営企業として実施する必要性

本市では、下水道事業が市民生活の向上に必要な、極めて公共性の高い事業であると判断し、また事業規模も小さく民営化にはなじまないため、当面公営企業として実施していくこととします。

3 経営の健全化

収益が減少している中で、経営の効率化や健全化によりサービスを持続して提供していきます。

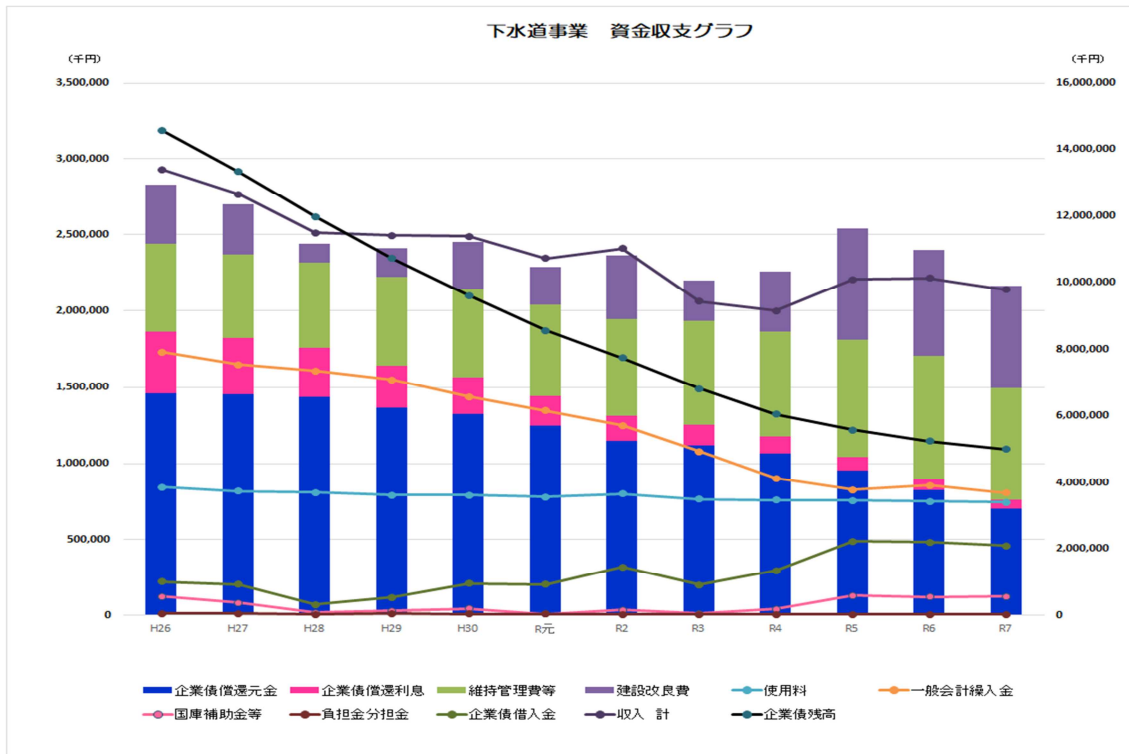
第3章 計画期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

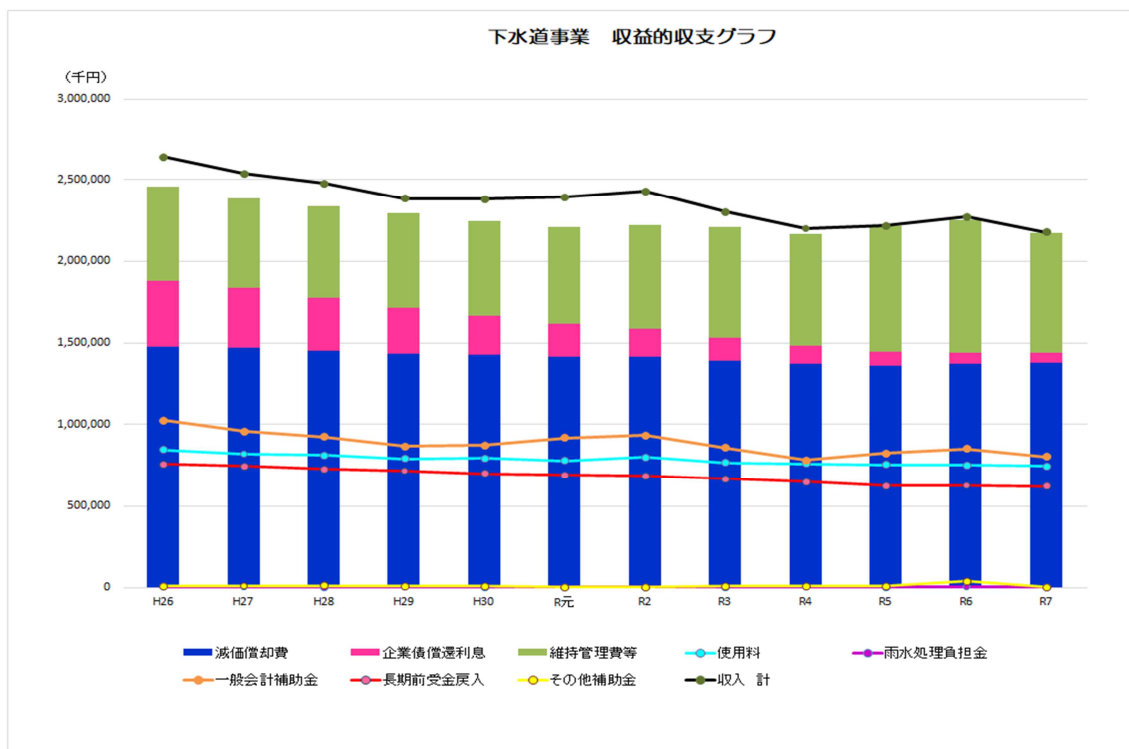
第2次魚沼市総合計画の基本構想に合わせ、本経営戦略の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

第1節 投資・財政計画



※企業債の発行を抑制しているため、単年度では支出額が収入額を上回っていますが、内部留保資金を活用し補てんします。



下水道事業収支計画（5事業合算）

1 収益の収支

区 分		年 度			
		H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (決算)	H29年度 (決算)
収 益 入 収 支	1. 営 業 収 益 (A)	849,737	822,888	814,342	794,259
	(1) 使 用 料 収 入	845,396	818,871	810,519	790,622
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)				
	(3) そ の 他	4,341	4,017	3,823	3,637
	2. 営 業 外 収 益	1,799,736	1,711,767	1,664,154	1,589,710
	(1) 補 助 金	1,032,539	965,762	934,633	872,651
	他 会 計 補 助 金	1,025,700	956,000	924,190	865,400
	そ の 他 補 助 金	6,839	9,762	10,443	7,251
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	756,811	745,641	728,818	716,106
	(3) そ の 他	10,386	364	703	953
	収 入 計 (C)	2,649,473	2,534,655	2,478,496	2,383,969
	1. 営 業 費 用	2,048,492	2,015,780	2,006,801	2,007,795
	(1) 職 員 給 与 費	31,665	26,683	37,656	35,779
基 本 給 付 費	17,391	14,673	18,980	19,033	
退 職 給 付 費					
そ の 他	14,274	12,010	18,676	16,746	
(2) 経 費	541,769	520,047	522,134	541,798	
動 力 費	54,710	48,372	44,859	47,234	
修 繕 費	45,804	28,584	22,823	27,201	
委 託 料 (経 常)	17,279	24,675	23,911	24,867	
〃 管 渠・処 理 場・ホ ン プ 場	176,500	165,375	155,742	160,887	
委 託 料 (特 別)		8,050	25,900	15,670	
流 域 維 持 管 理 負 担 金	228,567	224,080	233,322	248,338	
解 体 費 用					
そ の 他 (経 常)	18,909	20,911	15,577	17,601	
(3) 減 価 償 却 費 等	1,475,058	1,469,050	1,447,011	1,430,218	
2. 営 業 外 費 用	408,797	367,596	327,227	281,464	
(1) 支 払 利 息	404,882	365,234	323,190	278,715	
(2) そ の 他	3,915	2,362	4,037	2,749	
支 出 計 (D)	2,457,289	2,383,376	2,334,028	2,289,259	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	192,184	151,279	144,468	94,710	
特 別 利 益 (F)	328	113	108	108	
特 別 損 失 (G)	3,789	100	100		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 3,461	13	8	108	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	188,723	151,292	144,476	94,818	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 230,209	△ 78,917	65,559	160,377	
流 動 資 産 (J)	570,058	605,845	708,120	859,888	
う ち 未 収 金	93,495	10,575	11,304	12,176	
流 動 負 債 (K)	1,564,175	1,485,758	1,428,464	1,434,075	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,452,767	1,432,615	1,360,604	1,321,172	
う ち 一 時 借 入 金					
う ち 未 払 金	103,869	45,537	60,014	104,705	

(税抜・単位：千円)

H30年度 (決算)	R元年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度	R6年度	R7年度
796,999	781,677	804,232	768,983	762,677	750,028	762,959	758,567
793,703	778,649	801,366	766,390	760,093	747,456	760,330	755,996
3,296	3,028	2,866	2,593	2,584	2,572	2,629	2,571
1,582,580	1,613,774	1,624,825	1,534,875	1,437,104	1,458,659	1,522,340	1,437,782
880,135	919,967	937,201	866,225	788,532	834,947	898,860	813,594
872,720	918,111	933,418	857,241	781,812	825,947	867,747	812,447
7,415	1,856	3,783	8,984	6,720	9,000	31,113	1,147
700,190	691,184	687,111	665,969	647,756	623,386	623,360	624,068
2,255	2,623	513	2,681	816	326	120	120
2,379,579	2,395,451	2,429,057	2,303,858	2,199,781	2,208,687	2,285,299	2,196,349
2,002,086	2,006,942	2,046,931	2,067,807	2,055,233	2,105,582	2,205,544	2,122,663
36,740	35,760	33,158	32,466	34,106	35,443	36,701	36,701
19,748	19,706	18,121	18,681	19,031	19,532	19,954	19,954
16,992	16,054	15,037	13,785	15,075	15,911	16,747	16,747
540,988	559,989	600,745	647,114	653,976	720,391	803,043	709,435
49,681	49,464	47,017	51,184	63,347	63,212	63,215	63,215
28,825	25,740	25,034	32,936	34,341	43,921	41,282	37,066
24,353	23,800	28,291	28,384	26,436	30,834	41,268	28,551
153,934	159,611	159,325	169,193	176,243	202,713	209,800	209,800
18,350	0	21,425	23,893	12,520	15,463	18,293	1,818
244,069	276,423	296,728	325,516	324,430	346,120	354,014	351,996
						58,182	
21,776	24,951	22,925	16,008	16,659	18,128	16,989	16,989
1,424,358	1,411,193	1,413,028	1,388,227	1,367,151	1,349,748	1,365,800	1,376,527
241,308	199,374	174,648	142,118	112,903	89,767	79,365	69,685
237,935	198,766	167,535	137,487	108,921	84,577	71,328	61,648
3,373	608	7,113	4,631	3,982	5,190	8,037	8,037
2,243,394	2,206,316	2,221,579	2,209,925	2,168,136	2,195,349	2,284,909	2,192,348
136,185	189,135	207,478	93,933	31,645	13,338	390	4,001
				16			
0	0	0	0	16	0	0	0
136,185	189,135	207,478	93,933	31,661	13,338	390	4,001
296,562	485,697	693,175	787,108	340,742	337,080	319,470	306,471
886,300	934,275	1,049,748	924,891	704,951	494,576	396,802	397,528
16,466	15,221	80,933	78,968	91,971	110,952	126,400	126,400
1,314,667	1,181,739	1,190,595	1,109,402	993,383	856,653	744,266	618,193
1,242,037	1,143,158	1,115,284	1,063,084	951,826	820,800	706,151	580,078
64,067	30,267	56,422	38,478	33,084	27,910	30,131	30,131

2 資本的収支

区 分		年 度				
		H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (決算)	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	219,800	201,500	71,100	115,200	208,700
	うち資本費平準化債					
	2. 他 会 計 出 資 金	700,000	690,000	680,000	680,000	561,000
	3. 他 会 計 補 助 金					
	4. 他 会 計 負 担 金					
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国(都道府県)補助金	121,725	83,405	17,700	30,005	42,700
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
	8. 工 事 負 担 金	11,184	10,188	6,425	11,358	7,454
	9. 預 託 金 返 済 金	1,331	851	366	95	
10. そ の 他						
	計 (A)	1,054,040	985,944	775,591	836,658	819,854
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	1,054,040	985,944	775,591	836,658	819,854
収 支 出	1. 建 設 改 良 費	390,978	329,002	123,869	187,446	309,365
	うち職員給与費	15,282	12,525	14,561	13,263	15,602
	うち物件費	2,683	4,137	2,694	4,711	4,914
	2. 企 業 債 償 還 金	1,455,405	1,452,954	1,432,615	1,360,604	1,321,649
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
	5. 預 託 金 貸 付 金	1,331	851	366	95	
6. そ の 他						
	計 (D)	1,847,714	1,782,807	1,556,850	1,548,145	1,631,014
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	793,674	796,863	781,259	711,487	811,160
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	776,009	780,607	775,115	701,946	793,548
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他	17,665	16,256	6,144	9,541	17,612
	計 (F)	793,674	796,863	781,259	711,487	811,160
	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)					
	企 業 債 残 高 (H)	14,575,416	13,323,962	11,962,447	10,717,043	9,604,094

○他会計繰入金

区 分		年 度				
		H26年度 (決算)	H27年度 (決算)	H28年度 (決算)	H29年度 (決算)	H30年度 (決算)
収益的収支分		1,030,000	960,000	928,000	869,000	876,000
	うち基準内繰入金	1,030,000	960,000	928,000	869,000	876,000
	うち4条から振替					
	うち基準外繰入金					
資本的収支分		700,000	690,000	680,000	680,000	561,000
	うち基準内繰入金	228,476	307,242	341,074	360,000	200,000
	うち3条に振替					
	うち基準外繰入金	471,524	382,758	338,926	320,000	361,000
合 計		1,730,000	1,650,000	1,608,000	1,549,000	1,437,000

(税込・単位：千円)

R元年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度	R6年度	R7年度
201,900	315,800	200,600	291,300	543,100	517,400	502,600
425,889	315,146	219,174	118,732			
7,727	33,450	11,072	40,650	223,130	124,000	184,000
8,677	6,311	5,045	4,275	4,842	5,009	5,009
500	11,297	992	8,843		16,590	
644,693	682,004	436,883	463,800	771,072	662,999	691,609
644,693	682,004	436,883	463,800	771,072	662,999	691,609
249,961	414,864	265,591	396,639	815,515	737,200	794,600
14,715	17,187	16,654	14,677	16,221	16,453	16,453
3,949	1,925	1,953	1,125	1,143	1,647	1,647
1,242,037	1,143,158	1,115,284	1,063,084	951,826	820,800	706,151
1,491,998	1,558,022	1,380,875	1,459,723	1,767,341	1,558,000	1,500,751
847,305	876,018	943,992	995,923	996,269	895,001	809,142
827,324	843,652	911,087	949,203	926,435	825,865	755,734
		12,000	17,000	18,000	17,000	
19,981	32,366	20,905	29,720	51,834	52,136	53,408
847,305	876,018	943,992	995,923	996,269	895,001	809,142
0	0	0	0	0	0	0
8,563,957	7,736,599	6,821,915	6,050,131	5,641,405	5,338,005	5,134,454

R元年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度	R6年度	R7年度
921,111	936,193	859,826	784,368	828,500	870,300	815,000
921,111	885,454	859,826	756,868	655,723	597,262	531,803
				104,777	100,038	94,497
	50,739		27,500	68,000	173,000	188,700
425,889	315,146	219,174	118,732	0	0	0
105,889	105,146	119,174	118,732	104,777	100,038	94,497
				△ 104,777	△ 100,038	△ 94,497
320,000	210,000	100,000				
1,347,000	1,251,339	1,079,000	903,100	828,500	870,300	815,000

第2節 投資についての説明

1 投資の目標

本市の下水道施設は、公共下水道事業と農業集落排水事業で建設しており、規模の小さい施設が多く、維持管理には多大な時間と費用を要しています。

施設の維持管理については、従前から民間業者への委託を行っています。

施設の建設については、現在、普及率が99.8%になっているため新規はなく、老朽化の進んだ施設設備の更新工事や統廃合による接続管工事となっています。

昭和52年に下水道整備に着手し、40年以上が経過しようとしている中、多くの施設で老朽化が進んでいるため、計画的な施設更新と統廃合が求められています。

これらの課題に対応するため、令和元年度に処理区統合計画の策定を見直し、効率的な施設運営を目指した統廃合を進めています。

なお、人口減少社会の到来など社会情勢を見極めながら過大な経費負担とならないよう、また投資額の平準化を考慮した計画的な施設更新を図っていきます。

2 管渠、処理場等の建設・更新

(1) 管渠

管渠については、普及率が99.8%となっているため、計画年度中の処理区域の新設はほとんどありませんが、統廃合による接続管新設を計画的に行います。

これまで実施してきた不明水調査の結果を検証し、更に管渠調査を行い、更新工事を進めていきます。

(2) 中継ポンプ場及びマンホールポンプ

ポンプが設置されているマンホールについては、計画年度中の更新が必要となる箇所はなく、統廃合による新設を計画的に行います。ポンプ・逆止弁等については、耐用年数を考慮した上で平準化しつつ、計画的に更新を行います。

全体で中継ポンプ場は9か所、マンホールポンプは230か所の施設がありますが、地区によりその施設の内容が様々となっています。施設の更新を機に考え方の統一を図り、維持管理の容易な施設としていきます。

(3) マンホール

計画年度中に耐用年数経過による更新が必要な箇所はありませんが、硫化水素の影響がある箇所については、耐用年数よりも早い更新が必要となる可能性があります。

一方、マンホール蓋は、耐用年数とされる15年を超過しているものが大半となっているため、今後も計画的な更新を行います。

(4) 処理場

処理区の統合を見据えた更新計画が求められます。施設全体の更新は、補助事業の制度を利用できますが、部分的な設備の更新についても過大な経費負担とならないよう、計画を作成した中での更新が必要です。

3 広域化・共同化・最適化

広域化・共同化については、地理的な条件などから物理的に厳しく、また使用料体系も大きく異なることから難しいものがあります。今後、近隣自治体の動向を踏まえながら、協議検討していきます。

維持管理についても、下水道事業単独の業務委託の一本化に加え、水道事業も含めた業務委託の可能性の検討を進めます。

4 投資の平準化

マンホールポンプ、マンホール蓋など、全施設・全数について更新サイクル表を作成して、投資額の平準化と施設の安定に努めます。処理場についても、統合計画の実行を推進します。当面の間は、施設の小規模な改修と合せて、建設改良費（約4～5億円／年）が平準化するように計画します。

5 民間活力の活用（PPP／PFI※など）

これまで施設や管路の改築、更新で実施計画作成や設計業務等の委託を行い、業務の効率化を図ってきました。

今後、「民間でできることは民間で」という考え方の下に、施設の長寿命化や統廃合における実施計画の作成や設計等で民間活力を活用し、効率的で最適な手法を検討します。

※ PPP…従来地方公共団体が行ってきた事業に、民間企業が企画・計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法

※ PFI…PPPの手法のひとつで、官が基本的な企画・計画をつくり、民間が事業主体としてその資金やノウハウを活用して、公共事業を行う方式

6 防災・安全対策

次の事項について、対策を推進していきます。

- ・関係部署や外部委託業者との災害対応体制の構築（BCP※による。）
- ・マンホールトイレの設置、処理場の確認等

※ BCP…災害等により被害を受けても重要な事業を中断させず、中断しても早期に復旧させる計画

7 統廃合による廃止施設（処理場）の解体

統廃合による下水処理施設の解体工事を、財政状況を勘案しながら実施していきます。



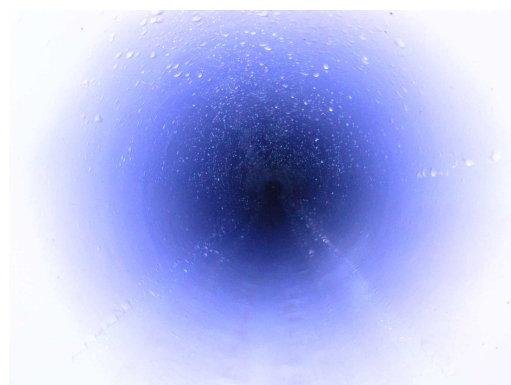
【マンホールトイレ設置状況】

※ 市内6か所にマンホールトイレ設置可能場所を整備しました。可動式トイレは5台保有しており、災害に応じて設置が可能となっています。

• 管渠の耐震化（管更生工法）



【管更生施工前】



【管更生施工後】

• 不明水対策（管内カメラ撮影、送煙試験）



【送煙試験施工状況】



【管渠破損状況】

第3節 財政（財源）についての説明

1 財源の目標

本市の下水道事業は、整備がほぼ完了し、過去の投資に係る企業債残高が大きく、その償還が多額となっています。総務省の定める「地方公営企業繰出金基準」による分流式下水道等に要する経費など、一般会計繰出金の対象となる費用を適正に把握し、財源を確保していきます。

また、新たな処理区域の拡張は見込めず、人口減少に比例して使用料収入の減少が想定されます。他団体の状況を把握しながら、適正な使用料の設定に留意し、収入の確保に努めます。

老朽化による施設の更新に際しては、国庫補助事業を優先的に活用することにより、自己負担を抑制し、財源の確保に努めます。

2 使用料収入の見通し、使用料の見直し

(1) 下水道使用料

下水道普及率、接続率とも高率にあり、これ以上の増加は見込めず、人口減少に伴い下水処理量も減少し、使用料収入も減少していく見込みです。投資・財政計画においては、現行の使用料により算定し、毎年度0.6%程度の減としています。

また、使用料は、平成22年度改定の際に、市内で異なっていたものを、激変緩和措置を設けて段階的に統一しました。このとき、本市の公営企業等運営審議会から意見書として提出された内容に従い、4年毎に処理原価の再算定、使用料水準、体系の検証を行うこととしています。検証に際しては、広く財務状況等を公表した上で、改定の必要性を検討します。

〈 過去の改定状況 〉

【平成22年度の使用料改定方針】

- ・旧町村地区の使用料統一
- ・使用料体系の見直し
- ・健全な経営を確保するために資産維持費を算定
- ・人件費等の経費削減目標を経営努力分として使用料原価に算定
- ・経済情勢を考慮し、使用料の引き上げに対する激変緩和措置の実施

【平成26年度の使用料改定方針】

- ・下水道事業の継続とナショナルミニマム（基本料金の底上げ）
- ・人口減少社会に適した使用料体系（基本使用料＋従量使用料5段階）
- ・経営健全化の成果を使用料に反映し減額改定

【平成30年度及び令和4年度は使用料据置き】

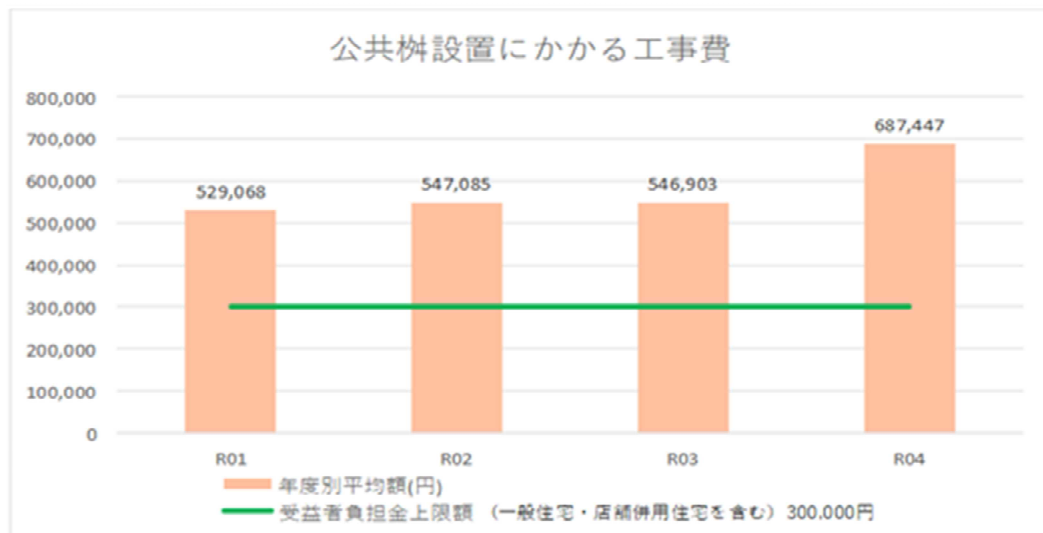
- ・平成29年度及び令和3年度に改定検証を行い、使用料据置き

(2) 下水道受益者負担金・分担金、排水装置工事関係費の負担金

平成24年4月1日の条例改正により受益者負担金、分担金を市内で統一しましたが、下水道接続率は現在97%に達しており、受益者負担金・分担金収入は減少する見込みです。

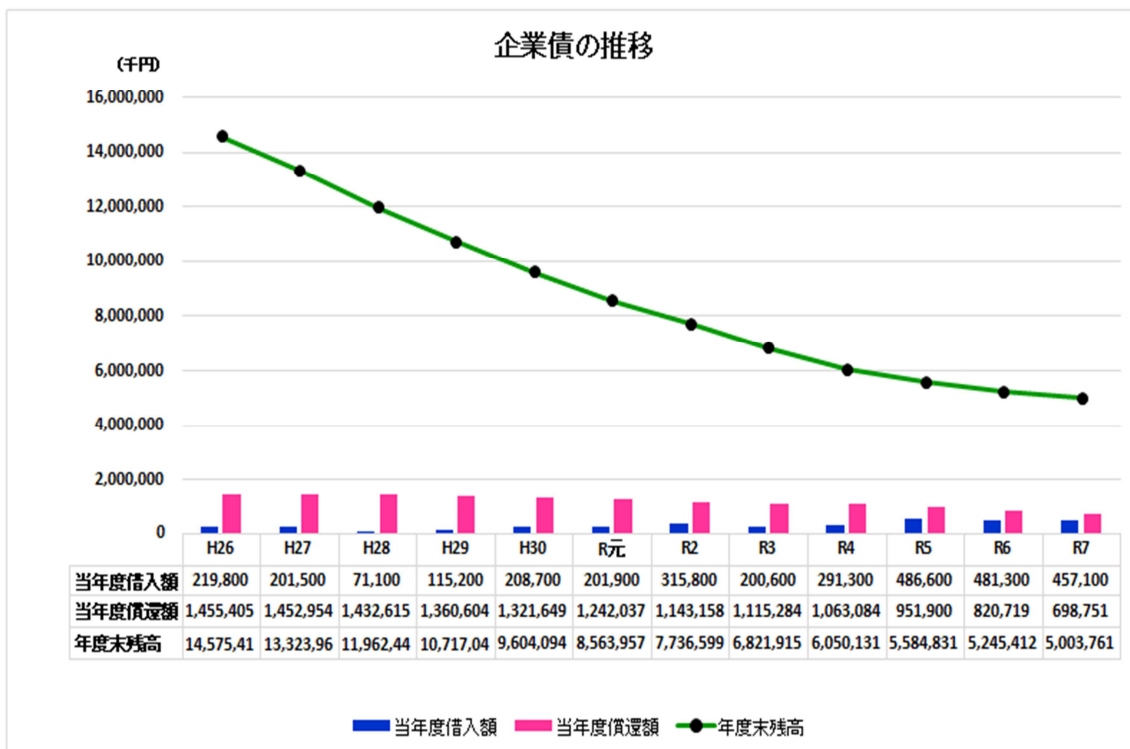
負担金・分担金は、下水道整備に当たり、受益者に一定程度整備費用を担っていただくものですが、現在は計画区域についてほぼ本管整備が完了しているため、新たに接続する受益者については、公共枅設置にかかる経費負担という状況になってきています。しかし、近年は公共枅設置にかかる工事費が一般住宅（店舗併用を含む）の負担金・分担金の上限額30万円を超えています。公共枅は、特定の受益者が専用する設備であるため、受益者負担額と工事費の乖離を少なくし、均衡が図られることが望まれます。

また、排水設備工事の確認申請や竣工検査でも業務委託に費用を要していることから、お客様から一定の負担をいただくなどの新たな制度・新たな財源の創出の検討も必要だと考えられます。



3 企業債

下水道事業の建設改良費に充てるため、下水道事業債及び過疎債を発行することとしています。施設の更新期が重なるため、建設改良工事が集中することが見込まれます。ストックマネジメント計画等に基づき優先順位を検討し、国庫補助制度を有効に活用して企業債の発行を抑制し、後年度負担が一時期に集中しないよう配慮します。



4 繰入金

独立採算制を経営の基本原則として、効率的な事業運営により経費節減を進めるとともに、適正な使用料改定を実施しながら、健全経営に努めます。一般会計からの繰入金は、法令等に基づく負担金、補助金、出資金のみとし、その経費以外は経営に伴う収入をもって充てていくものとします。

総務省の定める繰出基準において、高資本費対策分について対象期間が満了し、令和4年度以降において約3億円の繰入金が減少しました。また、企業債の発行を抑制してきたため、企業債残高が減少しており、これに伴い償還額も減少していることから、償還額に対する繰入金も減少していく見込みです。

過疎債の償還については、分類上は基準外繰入の扱いとなっていますが、下水道事業から全額償還していることから、地方交付税の基準財政需要額に計上される相当額を一般会計負担としています。

また、経費負担区分の原則から、本来は一般会計で経営することとされる雨水処理事業、合併浄化槽事業等に係る経費は、別に負担を求めるものとします。

5 資産の有効活用

施設の統廃合による廃止施設について、計画的な解体撤去と跡地の利活用を検討していく必要があります。

第4節 投資以外の経費についての説明

1 民間活力の活用（包括的民間委託、指定管理者制度、PPP／PFIなど）

下水道事業では、これまでも運転管理業務、汚泥処分等で委託を進め、業務の効率化を図ってきました。

今後も処理場の運転管理委託の拡大や、管路施設の調査・維持管理など包括的業務委託を視野に含め、最適な手法を検討します。

なお、検討に際しては、緊急時や災害時の体制、また維持管理や運転管理の技術確保にも留意します。

2 職員給与費

組織改編、事務や施設管理等の効率化、事業の委託などを進めてきたことで、職員数・給与費は低く抑えられています。

下水道事業は、衛生的で快適な居住環境の提供を図り、もって公共用水域の水質保全に必要な体制を維持することが最も重要な使命であり、そのためのマンパワーを確保するため、今後も同水準で推移すると見込んでいます。

3 動力費

汚水処理や汚水圧送に係る動力費です。人口減少等による汚水量の減少に伴い、今後は使用電力量の減少が見込まれますが、電力料金単価変動の影響を受けているため一定には推移せず、各年度で上下するものと思われます。

使用電力量の低減のため、より効率的な運転管理を検討していきます。

4 薬品費

汚水処理に係る薬品費です。人口減少等による汚水量、発生活泥量の減少に伴い、今後は薬品費の減少が見込まれます。

また、現在汚水処理業務は、民間に委託しているため、薬品費は今後も委託費に含まれる見込みです。

5 修繕費

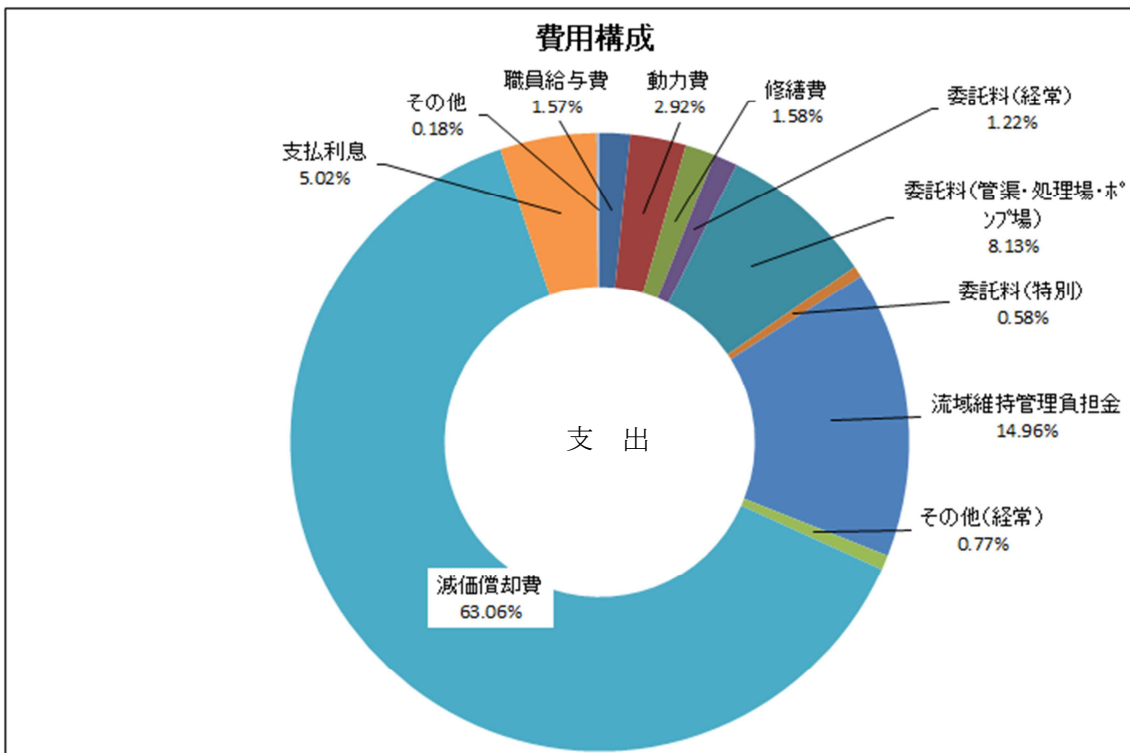
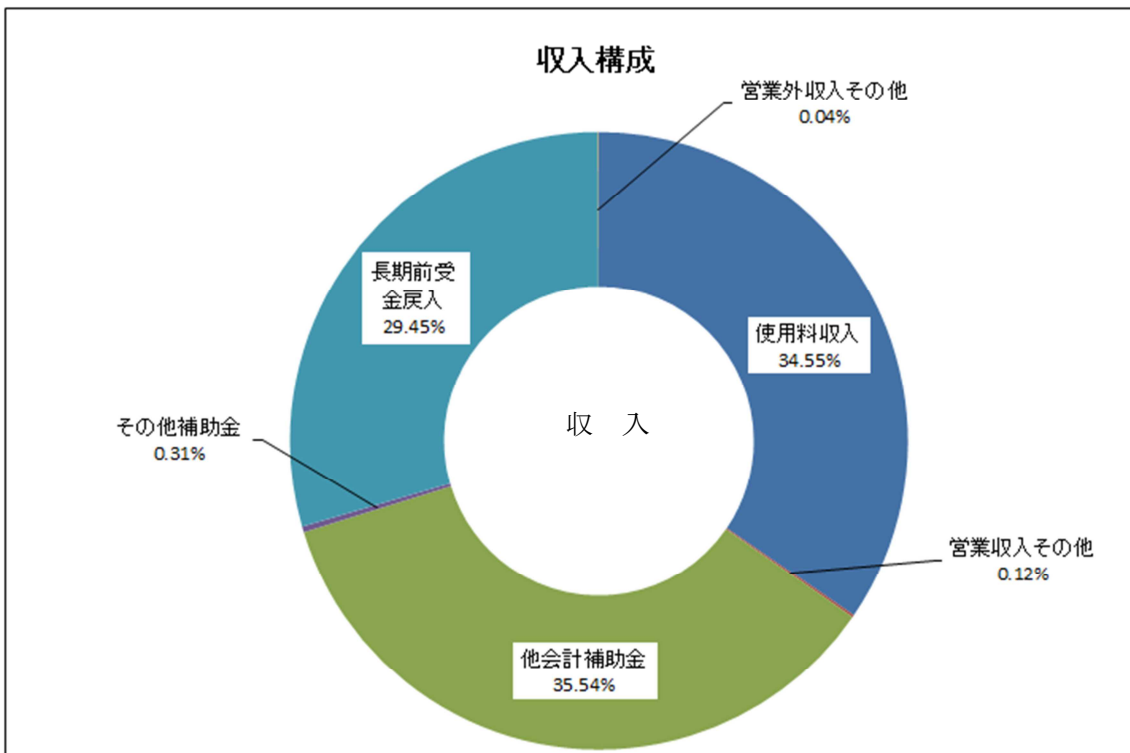
下水道施設の緊急修繕に係る修繕費です。設備の故障に伴う緊急用の費用であり、設備によって修繕費が上下するため一定に推移しません。

修繕費を低減できるよう、適正な維持管理と先を見越した更新を行います。

6 委託料

料金徴収関連、下水道メーター交換、排水設備工事調査、各種システム関係保守管理、施設運転管理業務、汚泥運搬等、民間委託している業務に係る委託料です。

収益的収支の構成比



※ 令和4年度魚沼市下水道事業会計決算から引用

第5章 効率化・経営健全化の取組

効率化・経営健全化の取組

(1) 組織の活性化と人材育成

地方公営企業法の基本理念を達成するために、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成を進めます。そのために、局内研修の実施とともに他機関への研修会参加を推奨し、人材の育成を図り、もって組織の活性化を図っていきます。

(2) 一般会計との連携

施設整備事業や事務事業などに関しては、一般会計の事業と相互協力関係の中での実施に努め、お客様の負担増加を抑え、サービスの維持・充実や、経営改善を図っていきます。

(3) 施設の統廃合と施設管理の効率化

処理場などの施設については、中長期的な統廃合計画に基づく整理統合を進め、維持管理の効率化を図っていきます。

(4) 不明水対策と有収率の向上

引き続き送煙試験や管路補修など不明水対策を進めながら有収率の向上を図っていきます。

(5) 下水道受益者負担金、分担金額の検証と排水装置工事関係費負担金等の新たな財源に関する検討

受益者負担金、分担金の額と、お客様が専用する設備である公共枅の工事費との均衡を図っていくため、適正かつ相応の負担となるよう、慎重に検証と見直しをしていきます。

また、水道と同様に排水設備工事の確認申請や竣工検査にかかる費用について、お客様から一定のご負担をいただくなど新たな財源創出の検討を進めます。

(6) 水洗化率の向上

広報等による普及・啓発活動によって水洗化率（接続率）は年々向上しつつありますが、未接続世帯に対して更なる普及を図る必要があるため、個別事情の把握・データ整理を行いながら、啓発活動を行います。

(7) 民間委託等の推進

施設の維持管理業務については、専門技術を有する民間業者に全施設分を委託し、経費の節減に努めています。また、その他の業務についても民間委託範囲の拡大に向けて検討を進めることとします。

また、民間委託を行う場合には、適切な管理監督の下に、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意します。

なお、年1回実施している指定工事事業者研修会での必要な情報提供や技術指導により、指定工事事業者の技術力向上を図っていきながら、将来的に委託できる業務分野の拡大を図っていきます。

(8) 資金不足比率の見通しとその評価

現在のところ資金不足は生じていない状況であり、また、今後も健全な経営に努めることにより、資金不足は発生しない見通しとなっています。

(9) 資金管理・調達に関する事項

内部留保資金など活用可能な資金は、「魚沼市公金運用基準」及び「魚沼市国債等の取得、管理及び処分に関する要綱」に基づき効果的かつ適切に運用します。

また、経費の適正な執行管理に努めます。

施設整備の資金調達に関しては、国の支援がある優良債（下水道債、過疎債）を活用して償還費用の平準化を図り健全経営に努めます。

(10) 情報公開に関する事項

市報やホームページ等の活用により、市民から下水道事業を正しく理解いただき、より良い評価がいただけるよう、予算・決算状況、使用料、新規加入手続きなどを周知・広報します。

なお、わかりやすい広報を心がけ、内容を常に検証し改善を図っていきます。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、毎年度モニタリング（進捗管理）を行い、3年から5年に一度ローリング（見直し）を行うこととします。ローリングは、本戦略における投資・財政計画と実績との差異やその原因の分析を行い、その結果を反映させていくこととします。

また、これらのプロセス（手続き、過程）は、本市の公営企業等運営審議会に意見を求め、客観的かつ合理的に行うことができるよう配慮します。併せて、経営比較分析表の各種経営指標を活用し、経営環境の類似する団体との経営状況の比較などにより、経営健全化・効率化に取り組んでいきます。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

本市の下水道事業は既に経費回収率100%を達成しており、計画期間中においても100%維持を目標とします。

人口減少に伴い、下水道使用料も減少していくことが見込まれますが、引き続き未接続世帯に対し啓発活動を行い、水洗化率を向上させ、下水道使用料の維持を目指します。

項目	経営戦略計画期間									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経費回収率(%)	118.96	114.56	118.81	131.13	123.46	112.03	102.84	100.00	100.00	100.00
水洗化率(%)	95.87	96.20	96.50	96.69	96.90	97.06	97.19	97.24	97.29	97.34

また、持続可能な下水道事業を目指すため、施設の統廃合等により広域化を実施します。

穴沢・横根地区農業集落排水施設統合事業

…令和3年度～令和6年度

流域下水道接続事業（単独特環2処理区、農業集落排水7処理区）

…令和4年度～令和20年度

使用料改定検証、経営戦略改定計画

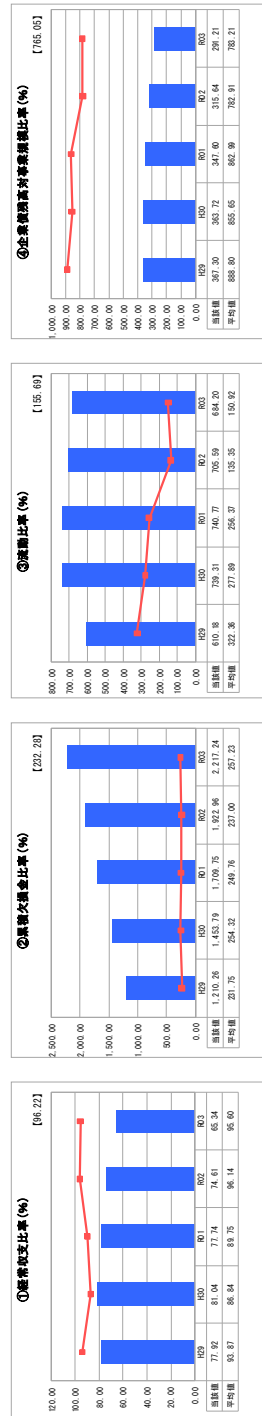
項目	経営戦略計画期間									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
使用料改定検証		○				○				○
経営戦略改定								一部改定		次期計画策定

項目	次期経営戦略計画期間									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料改定検証				○				○		
経営戦略改定					改定					次期計画策定

経営比較分析表（令和3年度決算）

新潟県 集沼市		事業者の情報		人口(人)		面積(km ²)		人口密度(人/km ²)	
業種名	下水道事業	業種名	個別排水処理	人口(人)	34,363	面積(km ²)	946.76	人口密度(人/km ²)	36.30
法適用	法適用	業種区分	L2	処理区域内人口(人)	31	処理区域面積(km ²)	0.01	処理区域内人口密度(人/km ²)	3,100.00
資金不足比率(%)	30.55	有収率(%)	100.00	4,114					
自己資本充足比率(%)	0.09	1か月20㎡当たり処理料金(円)	4,114						
		非設置							

1. 経営の健全性・効率性



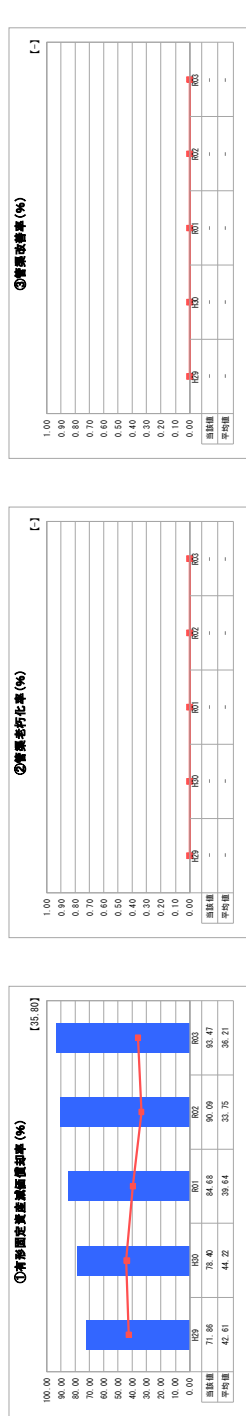
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ・経費収支比率は、費用が収益を上回っており低い水準となっていることから、業務改善による経費削減は増加傾向にあるものの、削減効果が顕著なところでは無い。削減効果が少なく、適切な比較が難しいところである。
 ・個別処理施設の稼働率の低下は、処理能力に余裕があるため、処理料は市内の下水道関連事業が一体的に運営されていることから統一されており、そのために、処理料に大きな変動は発生していない。
 ・経費削減率は、設置設備が老朽化しているため、経費削減率の上昇が期待できない。
 ・流動比率は、流動資産が流動負債を上回っており、近年は同率で推移している。個別処理の稼働率の低下により、流動資産の減少傾向にあるが、流動負債の減少により流動比率は向上している。
 ・水先化率は、100%となっており、稼働は完了している。

2. 老朽化の状況について

・小規模な処理施設となっており、設備が完了し、区域に大きな影響はない。
 ・有期固定資産高価償却率は、償却が完了し、区域に大きな影響はない。
 ・償却は、老朽化による更新の時期となっていない。

2. 老朽化の状況



全体概況

・設備は完了しており、事業は施設設備の維持管理が主な業務となっている。
 ・事業に要する費用は、使用料収入や一般会計からの繰入金（企業債償還の交付税措置等）等で賄われている。水洗化率が100%に達し新たな接続が減少しているため、今後には人口減少、節水志向等の影響を懸念し、使用料収入の減少が見込まれる。
 ・今後、処理施設の更新が必要と見込まれるか、使用料単価は高い水準にあり、更新費用の捻出に困難が予想される。
 ・平成30年度に竣工した「集沼市下水道事業経営戦略」の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う必要がある。経営の健全性を確保するための定期的な経営の健全性を図られるよう運営するものとする。

※ 「経費収支比率」、「黒字化率」、「流動比率」、「累積欠損金比率」、「償却率」、「有形固定資産償却率」及び「償却率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの新旧平均値及び全国平均値を算出して示しています。

【参考資料】

処理区域一覧表

令和5年3月31日現在

処理場名等	処理区域
公共下水道	
堀之内浄化センター (魚野川流域下水道)	魚沼市堀之内、与五郎新田、大石、下倉、田戸、根小屋、竜光、新道島、下新田、下島、田川、和長島、徳田、吉水、小出島、日渡新田、大塚新田、青島、四日町、佐梨、古新田、中原、上原、干溝、虫野、原虫野、伊勢島、大浦、大浦新田、板木、十日町、岡新田、井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、葎和田、湯之谷芋川、宇津野、下折立、上折立、折立又新田、大湯温泉、中島、中島新田、今泉、江口、江口新田、新保、新保新田、山田、米沢、一日市、中家、中家新田、池平及び池平新田
奥只見浄化センター	魚沼市湯之谷芋川の一部
銀山平浄化センター	魚沼市宇津野
須原終末処理場	魚沼市須原、福田新田、大原新田、大倉
上条終末処理場	魚沼市須川、松川、細野、渋川、長島、上長島新田、東野名、西名、西名新田、宮椿新田
農業集落排水処理施設	
原処理場	魚沼市原、明神の一部及び吉水の一部
滝之又処理場	魚沼市小平尾の一部（外山、滝之又）
田中処理場	魚沼市金ヶ沢、宮沢新田の一部、田中及び栗山
並柳処理場	魚沼市東中、田尻、泉沢、山口、並柳、和田の一部、連日、小庭名、小庭名新田、吉平の一部、吉原、茂沢及び水沢
新雁坂下処理場	魚沼市小平尾の一部（外山、滝之又、越又を除く。）
雁坂下処理場	魚沼市親柄、宮沢新田の一部、横瀬、清本、長堀新田、下田及び和田の一部
守門南部処理場	魚沼市赤土、三淵沢、大倉沢及び須川
高倉処理場	魚沼市高倉の一部
福山処理場	魚沼市福山新田（谷内、熊取を除く。）
穴沢処理場	魚沼市穴沢の一部（柿ノ木を除く。）、大栃山、平野又及び芋鞆の一部
横根処理場	魚沼市横根
末沢処理場	魚沼市大白川の一部（大原、五味沢を除く）
小規模集合排水処理施設	
柿ノ木処理施設	魚沼市穴沢の一部（柿ノ木）



[令和2年度指定工事業者研修会]

